

1. 平成26年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成26年3月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	野 田 秀 幸
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	三 島 哲 也
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局
議会総務課長 丸 井 秀 樹

議会事務局
議会総務課長
補 佐 河 合 保 隆

◎開議の宣告

- 議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には、連日の執務御苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いをいたします。
- なお、本日、北濃小学校6年生の皆さんの傍聴を許可しておりますので、お願いいたします。
- （午前 9時30分）
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 鷺見馨君、8番 山田忠平君を指名いたします。
-

◎一般質問

- 議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。
- 質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。
- なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えをされますようお願いを申し上げます。
-

◇ 山 川 直 保 君

- 議長（清水敏夫君） それでは、1番 山川直保君の質問を許可いたします。
- 1番 山川直保君。
- 1番（山川直保君） おはようございます。議席番号1番の山川直保でございます。ただいまから一般質問をさせていただきますが、時間のある限り、4点について質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。
- まず、1点目といたしまして、ソチオリンピックの銅メダリストであります平岡卓選手のスノーボードクラブフッドの活躍についてでございます。2点目としましては、障害福祉政策でございます。3点目は、小さな企業の明日創造事業についてでございます。最後の質問は、地方債の借り入れ方法及び利率の交渉について、以上、4点について質問させていただきます。
- それでは、1点目のソチオリンピックの銅メダリスト平岡選手の活躍についてお伺いをしたいと思いますけれども、去る3月の12日に、平岡選手のオリンピック報告会が郡上市で行われました。

そのとき、大変多くの市民の方々にも御参加いただきまして、私も、皆さんが平岡選手の活躍を祝福し、そして、讃えて感動をした次第でございます。

そして、私が一番この報告会で感じた印象は、平岡選手と、そして、フッドの山田社長の本当に謙虚で紳士で、そのスポーツマンシップにのっとったすばらしい人格を備えている方だというふうに思いました。

また、皆さんも気づいていると思いますけれども、何がすごいかと申しますと、オリンピックに出場される選手の方々は、大体が大企業もしくは上場企業、そして、世界に名立たる企業の方々がスポンサーにはなっておみえですけれども、この平岡選手につきましては、この郡上市の小規模企業と言っては失礼かもしれませんが、そうした企業がサポートをしている、ごくわずかな存在だというふうに思っております。

そのような世界でありながら、この平岡選手を小学校3年生から9年間にわたり支えられました山田社長には、敬意が下がる思いがいたします。

山田社長に聞くところ、やはり、お父さんの力が一番すごかった。それに加えて、ワールドカップのコースを有するこの郡上の、スノーパークのこのハーフパイプ、そうした環境も整っておって、このようなすばらしい成績が生まれたんだということを語っておられました。

加えて申し上げるならば、報告会の山田社長の言葉の中で、未来の子どもたちに向けた印象深い言葉があったと思います。それは、同じ目標を持つライバルを見つけてくださいという言葉をされました。それは、ただただ勝負にこだわって勝ち負け、それだけではないライバルをしっかりと探していこうという言葉だと思います。

今回、ソチオリンピックの大会、ほかの種目でも日本人選手すばらしい活躍と感動を得ることができたわけですが、そこで、今回活躍した銅メダリスト平岡卓選手が本市にもたらしていただいたものは何であったかということを教育長にお尋ねいたします。

○議長（清水敏夫君） それでは、山川直保君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木 修君。

○教育長（青木 修君） おはようございます。それでは、平岡選手が、郡上市にもたらしたものについて私のほうからお答えをさせていただきます。

3点だったと思いますが、1つは、夢と感動を子どもたちに与えていただいたということ、それから、郡上市のウィンタースポーツへの関心を高めたこと、3点目としては、郡上市に非常に効果的なPRになったと、この以上に絞られると思いますが、1つ目の夢と感動を与えたということについては、平岡選手でもそうですし、それから、ほかの選手もそうですが、練習の拠点が高鷲スノーパークという非常に身近な施設であったということで、いわば郡上育ちの選手がメダリストになったということで、身近な選手としての活躍が、子どもたちのいわば夢、あるいは感動を与えた

というふうに思います。

それから、スノーボードのワールドカップを郡上で開催をしましたけども、そのときに平岡選手は前走を務めてくれました。その前走を務めてくれたときに、いずれ世界大会に出場したい、あるいはオリンピックに出場したいというそういう夢を持ち、その夢をかなえるまで本当に努力された。夢を実現をする人が、子どもたちの目の当たりであったということ、それが、一つは夢とか、あるいは感動につながったのではないかというふうに思います。

それから、2つ目のウインタースポーツへの関心を高めたということにつきましては、これは、高鷲スノーパークのいわばハーフパイプの施設が、国内で最大級の施設であり、かつまたメダリストを育てるほどの非常に優れた施設であったということで、それが郡上にあるということで、ウインタースポーツにふさわしい施設として郡上にそういったものがあるということで、スポーツに対する関心を高めたと思いますし、もう一点は、ことしから始まりましたスキー場へのいわばリフトの優待制度、それが、小中学生、高校生に大変スキーに対する関心を高めるということで、しかも、スキー場へ行った子どもたちが、郡上にはこんなにたくさんの特徴のあるスポーツ施設があるのかということで、それが、いわばウインタースポーツとしてのメッカになり得るという意味での関心を高めたというふうに思っております。

それから、郡上市への効果的なPRのきっかけとなったということにつきましては、平岡選手の活躍ということで、テレビの取材、それから、新聞の取材も非常に多くありましたし、私どもが把握している段階では、新聞記事で郡上市、あるいは高鷲スノーパークという、そういった見出しが載ったのが、獲得後の1週間でおよそ30件に上るということで、非常にこれも大きなPRになったのではないかというふうに思います。

また、スキー場の見込み客につきましては、メダル獲得前後も含めてですが、それぞれのスキー場への、いわば入込客が非常に多くなったということで、高鷲スノーパークでいいますと、30%近い伸びになっておりますし、また、各スキー場も、昨シーズンと比べて、前半は少し見込みは少なかったんですけども、それが、昨年同期に比べてほぼ100%に近い状態に戻ったということで、これも大きな経済効果ではなかったかなというふうに思っております。

以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） そこで、再質問をさせていただきたいわけですがけれども、市長にお伺いをいたしたいと思います。

こうした選手の活躍を見られまして、市長の施政方針にもございました。小中学生のスポーツの強化、その必要性を市長も感じられているのではないのでしょうか。

そこで、今後、市としては、どのように育成強化を図られるのか、所見を伺いたいと思いますし、ここでもう一点提案をさせていただきたいと思います。

郡上市には、郡上市スポーツ競技全国大会等出場選手激励交付金基準というものが、郡上市教育委員会のほうにあります。この私は変更を、見直しをお願いしたいということを思っております。

これは、平岡選手をサポートされました山田社長の考え方にも学ぶことができると思います。山田社長は、ふるさと岐阜の、ふるさと郡上の明るい未来の応援として、これまでも本当に桁の違う大きな寄附金を毎年毎年されております。その寄附の意味は、スポーツ振興でいえば、ジュニア選手の育成につながることを願っての寄附であると思いますし、あの日のスピーチで言われませんでしたけれども、私が報告会の2日前にお話する機会がございました。そのとき山田氏はこう言われております。

ただ、自分のビジネスのためにチームをつくっているのではない。スノーボード選手のサポートをすることは、郡上の環境を生かしたスポーツ振興と子どもたちのフレンドリーシップを高めることにつながる。そして、結果として、今回は、スノーボードの普及拡大につながり、かつ経済効果をもたらしたかもしれない。しかし、スポーツでは、ただ勝つための昔あったような忠誠心の必要性は過去の遺産であり、大切なことは、いかに友人や環境が身近な存在であり、そして、いかにフレンドリーシップの精神を備えることができるかに限るといようなことを、正確ではないですけども、私に話してくださいました。

そこで、こうした大きな大会へ出場される選手への激励の考え方についてもお伺いしたいと思うんですが、そのこと以前に、まず選手の出場が今回決定してからの市の対応が遅かったことを指摘させていただきます。

それは、平岡選手のソチ出場が決定したのは1月14日でございます。岐阜県知事からは毛筆の直筆で、その3日後の17日に、有限会社フッド平岡卓様宛として激励文が寄せられました。郡上市が対応されましたのは、そのさらに10日後の27日になってようやく激励メッセージと、そして、激励金が激励金基準によって手渡されたのであります。10日ほど遅い対応だったと思います。

その理由についてはお聞きしませんけれども、その激励金がまた基準にのっとり1万円だということをお聞きしております。これは、市の基準でありますけれども、その1万円という額、少ないか多いか、それは皆さんの個々の価値観によるものだと私は思いますけれども、私が感ずるには、その1万円という額は、オリンピックに対して、考えてみれば、子どものお年玉の額とか香典の額とか、そのような額並みだということを感じます。

そこで、県内の各自治体の激励金を送っているその実態を教育委員会は把握しておみえのことと思いますが、これは通告しておりませんので、私のほうから申し上げていきたいと思います。

まず、お隣の下呂市の場合は、オリンピック出場5万円、高山市、これも、オリンピック出場が

5万円、飛騨市も5万円、そして、山口市は、オリンピック、パラリンピック、そして、ワールドゲームス、アジア大会、ユニバーシアード大会と、これは25万円の市の商品券、振興券ですけれども、これは、山口市はつけておられます。山口市は聞くところによりますと、現金交付というのはもうほとんどない。全部これを振興券で渡しているそうであります。また、岐阜市は、オリンピック、アジア大会、これも5万円です。前の議長にお尋ねしましたところ、この3月議会でこの補助金、向こうは補助金なんですけど、補助金の交付を考慮中ということでありました。関市については、マラソン大会で返答がいただけませんでしたし、美濃市の場合は5,000円ということで要綱もないと、慣例によるということでした。

また、参考として関連の数字を申し上げますけれども、先ほど教育長から130%と申し上げられました。それは、私も、マスコミ、テレビで見た数字でありまして、実態を私の調べた中で申し上げたいと思いますが、これも、通告にございませんので、私が申し上げたいと思います。資料もお配りしておりますけれども、資料を見ていただきますと、この2週間、平岡選手がメダルをとってから2週間です。これで、昨年同期が36万550人だった。それが、今期、同じ同期、2週間、39万2,600人でありました。合計で3万2,050人の増の、これは郡上市全体で109%でございました。スノーパークにつきましては、112%というのが、これ高鷲観光協会の調べでわかっております。

平岡選手の活躍前というものは、前年比98%でしたので、それで推移してきておりましたので、この3万2,050人というものは、平岡選手の効果であったということが言えます。

そこで、3月15日の高鷲観光協会局長の各スキー場からの聞き取り調査による各スキー場の平均単価、客単価というものを聞かれまして、それで入り込み人数に掛け算をしたところ、経済効果は1億3,760万円ということであります。また、これに加えて、他の宿泊、また浴道でのスキー客の消費を考えると、これ以上の大きな経済効果が生まれていたのではないのでしょうか。

そこで、日置市長に伺います。平岡選手が与えてくださった多くの感動、夢、そして、希望や経済効果は別としても、スポーツ選手がそのひたむきな努力をしてオリンピックに出場する。そうした姿を見ながらでも、早々にも本市の激励金の額について、基準要綱の増額変更を臨むべき、考えるべきと思いますが、所見を伺いたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御質問にお答えをいたしたいと思いますが、まず、最初、今後どうウインタースポーツを図っていくかというような御質問ございましたけれども、これにつきましては、先ほど教育長が答弁をいたしましたとおり、今シーズンから小中学生のリフト券無料とか高校生の1日1,000円とかというような形で、スキー場の御理解のもとに、そういう環境が整ってまいりましたから、小中学校における学校でのスキーに親しむ時間であるとか、あるいは少年スポーツクラブであるとか、でき得れば、本来前はあったと言われる、例えば高校におけるスキー部の復活とか、

そういうようなことがこれから必要ではないかというふうに思っております、市としても、できることを支援をしてみたいというふうに思います。

それから、後段の平岡選手に対する激励というようなこと、遅いじゃないかと、こういう御指摘もございました。平岡選手が、奈良県の御所市の御出身であるということから、そういう対応が少しかつたことについては、申しわけないというふうに思っております。

それから、激励金につきましては、他市の状況等も十分勘案をして、今後検討してみたいというふうに思います。

(1番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 前向きな御答弁をありがとうございました。

どこの各町の自治体のこの要綱基準でも、確かに1条、2条のあたりで、そのほか、市長が認めるものということで、たとえそこの出身者でなくても、そこの学校の出身でなくても、そうした基準も当てはまるということがうたってありますので、どうか前向きに増額変更をお願いしたいと思います。

本当に平岡選手が第2の故郷として報告会に来ていただいたということは大変なことだと思います。

それでは、次に障害福祉政策について質問をいたしますが、この質問につきまして、小項目の3、4は、あらかじめ取り下げさせていただくよう執行部のほうに言っておりますので、取り下げさせていただきます。

それでは、初めに、現在、市内の一般企業における障がい者雇用率を数字のみで結構です。担当部長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいま障がい者雇用率という御質問でございました。雇用率を御回答いたします前に、雇用率の出し方について誤解があるといけませんので、若干触れさせていただきます。この雇用率につきましては、障がい者の雇用の促進等に関する法律によりまして、50人以上の常用雇用する事業所が対象ということでございます。したがって、この雇用率を出す際には、この50人以上常用雇用する事業所が対象になるということでございます。

さらに、加えまして、その常用雇用とはということですが、1年以上継続して雇用するもの、あるいは雇用する予定のものということで数字を把握すると。さらに、うち1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の、端的にいいますと、短時間労働契約を結んでおるもの、これについては、1人をもって0.5人と積算するといったような細かい規定がございますもんですから、こういったことを踏まえまして、今御質問の郡上市内の一般企業における障がい者雇用率についてということで、ハローワークのほうで、平成25年6月時点で積算をされました数値について御報告を申し上げます。

なお、ここで一般企業ということ申し上げますが、一般企業以外のものについては、また細かい規定がございますもんですから、とりあえず一般企業ということで御報告をさせていただきたいと思っております。

ただいま申し上げましたように、平成25年6月時点での郡上市内の一般企業における障がい者雇用率については、2.01%とハローワーク岐阜八幡より伺っておるところでございます。

以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 2点目でございますが、現在の市職員における障がい者雇用率を担当部長にお伺いします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） きょうのお配りをいただきました資料の一番最後のところに資料をつけていただいておりますけれども、地方公共団体の場合は、昨年4月1日から0.2%引き上げとなりまして、現在は2.3%でございます。

先ほど、商工観光部長が申し上げたような計算式に基づきまして、また、障がい者の人数につきましても、重度の場合は2人というカウントをさせていただけるとい、そういうふうな取り決めもございまして、実際の雇用につきましては19名、そして、現在25人というふうなこの計算式で出ている人数でございまして、法定雇用率を達成していると、こういう状況でございます。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） この法律が25年4月1日から変わりまして、率が引き上げられたわけですが、市についてはもちろんこれをクリアしておるということでございます。そして、今の一般企業につきましても2%ということで、これも、クリアをしたということで、大変喜ばしいことと思います。

ここにも資料をつけさせていただいております、この郡上市が2年前につくりました第3期障害福祉計画というもののときの数字をここに上げておりますけれども、大変郡上市は、岐阜県平均、そして、全国平均よりも低かったわけでありまして。特に、平成20年度からは下降の形をとっていったように思っております。

こうしたことも踏まえながら、26年、27年からの新計画にぜひとも反映をしていただきたいということを思っております。

やはり、この障害福祉計画というものは、郡上市がつくることゆえに、その責任をしっかりと持っていていただきたい。そのようなことを確認しておきます。

また、この雇用というものは、健常者の雇用も含めまして、大変経済にも、そして、経済には経済政策、それと、財政の政策、それが雇用政策につながっていると思います。そのあたりもよろしくお願ひしたいと思ひます。

やはり、ここでもう一つお伺ひしたいということは、今日に至るまで、やはりこの障がい者の雇用というものを守るために、この50名以上以外の本当に小規模のところでもいいから、一人でもいいから、障がい者の雇用をしてほしい、雇っていただきたいというのが切実な願ひにあります。ですから、この法に基づくパーセント以上に現実を見つめていただきたいと思ひます。

そうした中で、郡上市が関与できる企業、指導できる企業、意見を申せる企業と申しましたら、やはり第三セクター、そして、指定管理者、そのようなところには、郡上市からもいろんな声かけが、働きかけができるんじゃないでしょうか。

実際、ちょっとお伺ひしたいわけですが、そうした障がい者雇用につきまして、そうした第三セク、そして、指定管理者にその啓発や周知はしっかりとされておられたのかお聞きしたいと思ひます。また、もしそれをしっかりと行ってきたとすれば、どのような成績があったのか、残せたのか、担当部長にお伺ひをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁をお願いします。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 指定管理者あるいは第三セクターに対してどのような指導がされておるかという御質問であろうかと思ひます。まず、指定管理者につきましては、御承知かと思ひますが、指定管理者の指定を受ける際に、申請書を提出をさせていただいております。その申請書の

内容につきまして、福祉政策に関する取り組み状況という項目がございまして、そちらで障がい者の雇用の有無の記載を求めまして、指定管理の選定において考慮する事項であることを啓発をしておるところでございます。

それから、さらにその指定管理者の仕様書及び基本協定においても、労働関係法令の遵守を求めていると、定めておるといふものでございます。

ただ、ここで1点、市の権限といたしましては、指導あるいは監督の権限はございません。ハローワーク岐阜八幡のほうは監督権限でございますものですから、市といたしましては、助言あるいは促すという形になりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） ぜひともそうした市の関連するそうした会社には今後とも特に幹部の方から、そうした雇用を促していただけるようお願いをしたいということを思います。

次に、この郡上市障害福祉計画の平成24年から26年までにおきます第5章の数値目標についてお伺いをいたしたいと思いますが、福祉施設の利用者の一般就労への移行計画に上げる目標値と、そして、3期計画中の現在までの移行者数がありましたら、担当部長にお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。福祉施設からの就労移行支援事業などを通じて、一般就労に移行を促した第3期の障害福祉計画に掲げる目標人数につきましては3人ということになってございまして、現時点における移行者の人数でございますけれども、2人ということになってございまして、お願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） そうしましたら、この計画に基づくこの移行者数というものはまずまずだというふうに私も理解をさせていただきました。

それで、これまでの質問に対して、市長に本市における障がい者雇用の現状についてどのように思われるかとお聞きしたいわけなんですけど、やはり、私が客観的に思うところ、ハローワークと支援学校などは、特に情報を共有しながら、密に相談をし合い、そして、足を運び、企業や各地へ足を運び、少しでもその雇用確保、そういう施設に直接簡単に送ってしまわない、そうした努力を、その職員、そして、先生方はされております。私もそれを体験しております。

そうした観点から、この計画にもものっておりますけれども、郡上市もかかわっていくというように曖昧なちょっと、断言し切れないような計画のそういう書き方がされております。

私はもっと郡上市がそのハローワーク、そして、支援学校などともかかわり、そうした雇用について真剣に考えていってあげていただきたい。そのようなことを、次の計画にのせてほしいと思いますし、今ものっているんですけど、これちょっと曖昧でちょっといつでも逃げれる形の書き方をしているように感じます。そのあたりにつきましても、市長の考える障がい者の雇用政策についてお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 障がいを持たれる方々も、働く能力と意欲のある方には、ぜひともそういう就労の場というものを確保するということが、これは市の福祉政策を推進していく上においても、大きな責務であるというふうに思っております。

先ほど数値の報告がありましたけども、郡上市においても、あるいは市内の企業においても、ほぼこの法定雇用率というものをクリアはしているという状態でありますけれども、ハローワークのほうへお聞きをしますと、市内においても、まだ未達の企業も数社ほどあるようにも聞いておりますので、一層のまた御努力、お願いをしてまいりたいというふうに思いますし、ただいまお話ありましたように、私どもも、障害者福祉の重要な課題として、今後も取り組んでまいりたいというふうに思います。

先ほども話ありましたが、例えば、大和道の駅で指定管理者である大和総合開発のお計らいで、郡上特別支援学校の高等部の皆さん方が喫茶店を一定の期日ごとに出しておられて、そして、実際のそういう実習をしておられるということで、校長先生も本当にありがたいということをおっしゃってましたし、郡上の特別支援学校のそういう就労の希望のある方には、本当に郡上市は、積極的に対応してくださる企業が多いということもお聞きをいたしました。こうした取り組みをさらに郡上市としても強めてまいりたいというふうに思っております。

（1 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 前向きな御答弁を賜りましてありがとうございます。ぜひ来期の27年からの計画には、そのようなことをはっきりとうたっていただきたいものと思います。

次の質問をさせていただきます。次には、小さな企業の明日創造事業について質問をさせていただきます。

商工会が進める小さな企業の明日創造事業については、その委員会は昨年、約1年間かけ、大体6回だとお聞きしておりますが、市内の零細事業者のその実態と将来の事業継続性について調査をされたとお聞きしております。この事業の目的と、そして、この事業が実行された場合の事業効果を担当部長に、簡単でいいですけどもお聞きしたいと思います。副市長でもよろしいです。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） この小さな企業明日創造委員会というのは、実は昨年6月に商工会長さんから私も委嘱を受けて委員会を立ち上げました。それで、まだ報告書が来ておりませんので、きょう私がかわって現在の状況等々について説明をさせていただきますけれども、商工会は、合併してから、いわゆる創業塾等々において開業を目指すということで事業を進めておってもらったわけでございますけれども、いわゆる開業率は2.6%で、廃業率が9.8%と、圧倒的に廃業率が多い中で、このままでは郡上の商工業者は減ってしまうなという危機感を持たれました。

そうした中で、アンケートあるいは調査をされましたら、3,186社、2万1,368人が働いている状況下の中で、そのうち小規模事業者というのが3,073社、1万2,795人が働いてみえると。そのうちのうち、815社、3,390人の方々の職場がいわゆる後継者がいない、もしくは事業継承が非常に厳しいという結果が出たものですから、このままでは、郡上の商工業者、あるいは商工会が成り立たないというような危機感のもとで、1年間、今ほどお話がございましたように、6回にわたりまして、いわゆる事業継承、せつかく事業をされまして、お客さんを持たれ、あるいはそのノウハウを持たれた方々の事業が廃業されてしまうといったことを防ぐ必要があるといったことから、何とかしてガイドラインを、事業継承のためのガイドラインをつくってみたいなど。いわゆるM&A等々の事業は進められておるわけでございますけれども、こうした郡上市のような中小企業の中でもそうしたことができないかといったことで、委員会を立ち上げられ、結果といたしまして、私が委員長になりまして、6回会議を続けてきたというのが実態でございます。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） その小さな企業の明日創造委員会報告書、ここに来ております。これ副市長が委員長だったので、私が行ったらできたてはやほやをいただいてきたので、鈴木副市長が持っていないということはおかしいと思います。

私は、今副市長が申されたとおり、廃業がどんどんと進んでいく。商工会の幹部は、これを何とかせにやいかんといって、これは、商工会長が発案された事業でございます。

この中の報告書を見てもいろいろなこと書いてますけれども、私が着目したところはその経費のかかる部分であります。こうした異業種が集まりながら、その中でやれるものは継続するという判断するためには、審査会が必要というふうに記されております。この審査会においてはどのような作業をするかと申しますと、例えば、中小企業診断士の方が加わる。そして、または、専門の大学の教授が加わる、有識者が加わる。そして、そこに上がってくる職業は、商業の中でも、例えば小売のものであったり、そうじゃない製造業の職種があったり、その結びつきに関しては非常に難しい部分があります。ですから、そこには専門的なコンサルタント会社、そのような方から

アドバイスされることも必要だろうということを思っております。

こうした事業費プラス、そして、人件費というものが約300万円ほどかかるということをお聞きしておりました、商工会が独自の自主財源で、このお金を予算立てしようと思うと非常に厳しい面があるということもお聞きしております。議事録ももらってきておりますけれども、鈴木副市長は委員長でかなりの発言、前向きな発言もされておられるようでございます。

ここで副市長にお聞きしたいわけですが、是が非でも、これは当初の予算にはございませんでしたけれども、是が非でも予算措置を、その人件費も何がしかの補助の枠をつくっていただくようお願いをしたいわけですが、その所見について前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市内において非常に廃業が多いということで、雇用の場が縮小していくということはゆゆしいことでございます。そういうことで取り組んでいただいているわけですが、まだ事業の仕組みがはっきりしておりませんでしたので、当初予算の中には組み込んでおりませんが、商工会のその取り組みの報告をよくお聞きをいたしまして、必要な検討をしてみたいというふうに思います。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） ぜひとも商工会との連携を密にされまして、早期に、6月でも、そして、9月では遅いと思いますが、それなりに手当てができるようにぜひお願いしたいと思います。

また時間がなくなりまして、また本丸にたどりつけませんでした。しかし、この一番最後の5番に関することを1つ申し上げたいと思います、簡単に。この地方債の借り入れ方法と利率、金利の交渉についてでございますけれども、一番最後の小項目5番を市長にお聞きしたいと思います。

本市が合併して以来、指定金融機関というものがずっとJAでまいりました。これを経緯を考えますときに、やはりそのとき、やはり、高鷲であれば、そこに金融機関というのはJA、八幡信用金庫しか、そこにはございませんでした。ということは、金融機関を選ぶ選択肢が少なかったということであって、そのときに金利交渉するときに、市のリスクというものは、その金利の値下げとかを交渉するに当たって市にもリスクが生まれる。そういう観点からなかなか難しかったんだろうと思います。

それに加え、事務所の中にはJAが入っていただいて、そこで人件費も使われておったんです。その流れがずっと、ほかの町村もあったかもしれませんが、合併されたということだと思います。

_____もう今は各振興事務所にも、そういった会計したりする

職員はついてないということから、そして、全部で銀行、金融機関4つあります。その中から、いよいよそうした指定金融機関についても考えるべきときが来たのではなかろうかというようなこともおっしゃってまいりました。今までの恩とかもございますけれども、そのようなことも積極的に考えていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 指定金融機関の指定につきましては、地方自治法の規定によって、議会の議決も経て指定をしているわけでありますが、ただいまお話ございましたように、現在は、郡上市は合併以来、めぐみの農協を指定金融機関といたしております。

今お話がございましたように、当時、この市内にある4つの金融機関にいろいろな条件の提示を求めて、そのときに最善の選択をされたというふうに思っております。現在、最初の指定当時と比べまして、御指摘がございますように、派出所、現在の振興事務所に置いていた派出所が、取り扱い件数の少ないところについては廃止をされておりますけれども、現在まで特段の支障があるという形には感じておりません。

ただ、この指定金融機関の指定については、契約において1年ごとに特段の双方意思を表示しない限り、自動的に更新をするという形で来ておまして、現在のところ、差し迫った私どもとしては変更の必要性というものを感じておりませんが、いろいろと現在の指定金融機関と比べて、さらにいいサービスを提供するという意欲を持った金融機関がおられるかどうかということも定かではございませんので、そういう点をよく今後検討をしてみたいというふうに思っております。

したがって、可能性はございますが、現在、特段の必要性は感じていないわけではなく、市内の他の金融機関からのどのようにお考えになっているか、そういうことも我々としては承知をしておりませんので、そういったこともまたいろいろと内々はお伺いをしてみたいというふうに思います。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

◇ 田代はつ江君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので通告に従って一般質問をさせていただきます。今回は4点を準備いたしましたので、よろしくお願いたします。

まず、最初に女性防火クラブの組織再生についてということで質問をしたいと思います。

女性の会、女性防火クラブの組織が一部の地域を除き姿を消し、郡上市としての機能が果たせなくなってから約5年の歳月がたちました。社会や時代の移り変わりにより、女性の会が衰退していったことは非常に残念なことではありますが、ある意味、やむを得ないことかもしれません。

最初に、市として女性の会が衰退していった原因をどのように捉えてみえるかお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、お答えします。女性防火クラブの組織が衰退した主な原因についてというようなことで、最初に発足から解散までの簡単な経緯について説明させていただきますけども、女性防火クラブ、当初は、婦人防火クラブと言いましたけども、これが結成されました目的は、家庭防火であるために、家事を行う主婦の集まりである女性の会を女性防火クラブと位置づけ、同一組織として運営をしてきました。

しかし、合併後の平成17年から22年にかけて、八幡町以外の旧町村単位の母体である女性の会が解散したために、女性防火クラブも同時になくなりました。

この解散の原因としては、主な原因として次の2点が考えられると思います。1つ目は、女性の会が、日赤奉仕団、農協婦人部等の組織を兼ねたり、健康診断及び敬老会等のお手伝いなど、多くの事業等にかかわっていたため、特に、旧町村単位の代表の役員に選任をされますと、市全体及び旧町村単位の会議などへの出席が多くて負担になっていたということが1つ。2つ目には、就労される女性の増加や核家族化、それから、社会環境や生活環境の変化によりまして、特に、30代から50代の女性層にボランティア的な物事に取り組むための精神的余裕、あるいは時間的余裕の減少や考え方の変化があったのではないかというふうに考えております。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。今、消防長がおっしゃったとおり、女性防火クラブに限らず、いろんな組織に束縛されるということは、こういうことで衰退していったのかなというようにも思います。

しかし、絶対になくしてはいけない組織として、女性防火クラブがあります。過去より、女性防火クラブを担当していただき、御指導いただいている消防署の職員の方も、何とか市としての組織を立て直さなくてはと歯がゆい思いでいろいろな手段をとってみえるにもかかわらず、一向に進展がないことを大変憂慮しております。いつ災害が起きるかわからないと言われていた昨今です。いざというときには、それぞれの地域で対応ができる体制があることは知っています。自治会の組織の中に、自主防災組織があることも知っています。何か起きればきっと先頭に立ってくださる女性の方もいっぱいお見えになることもわかっています。

先日、八幡の女性防火クラブの役員の方と今後の展望について話す機会がありました。現在、女性防火クラブは、少数ではありますが、組織としては残っています。ぜひ郡上市全体として、女性が心を一つにして参加できる女性防火クラブにしていきたいというのが結論でした。余り会合が多くなるのが負担であれば、最小限年2回ほどでいいと思います。役員になるのが重荷なら、当分の間は、現在の残っている女性防火クラブのメンバーで対応します。いざ何かあったときに市の単位でできるよう心をつないでいきたいのです。

東日本大震災の被災地を見ても、女の人しかできないこと、男の人には相談できないこともあります。女性の目線が必要なことがいっぱいあります。郡上市の女性が心を一つに頑張れる組織を再びのは立ち上げられる今ではないでしょうか。

唯一組織を残すため、地に足を踏ん張っている八幡でも、全員の総意で残っているわけではありません。郡上市がゼロになってしまっただけでいけなくて必死の思いで心ある人が中心となり頑張っているのです。郡上市として、今までどのようにこの問題に対し努力を重ねてきたのかお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 再生に向けた取り組みについてという質問だと思います。最初に、基本的な再生の方針というようなことについてちょっとお話をさせていただきます。

普段の家庭防火や災害時の女性の役割の重要性は、一人一人の市民レベルでは十分理解されていると思います。郡上市の女性防火クラブ等として組織化して活動することについては、さきに説明にした理由によりまして、抵抗感があるのではないかとこのように思います。

また、市民による自主的な組織づくりであればいいんですけども、行政から依頼するような、以

前のような組織再生は困難であるというふうに考えております。

よりまして、現在、八幡地域にあります郡上市女性防火クラブが中心となっていて、女性防火クラブの本来の目的であります家庭防火や災害発生時に女性ができることなど、防火・防災について発信をしていただきまして、市内にその輪を広げていくというような考え方で進めていきたいというふうに考えております。

それで、具体的な取り組みとしましては、平成23年度から役員、それから、事業内容、会議の開催とか交付金等の見直しを行いまして、他地域の女性防火クラブのリーダーの発掘と育成、そして、クラブ員の募集を行っております。

推進事業としましては、特に、住宅用火災警報器の共同購入事業、それから、防火・防災市民講座やコミュニティー助成事業を活用しました軽可搬ポンプの貸与など、こういった事業を通じて広く市民へ女性防火クラブの活動をしていただく情報を発信しております。

また、市ケーブルテレビ行政情報番組、広報郡上の特集記事や市ホームページなどの各種広報媒体を活用しまして、火災予防の普及啓発とクラブ員の募集を行っております。

26年度からの取り組みにつきましては、1つ目に、小中学生の親子等を対象にしました、空き缶コンロによる炊飯講習会、これ10回ほど予定しておりますが、これを通じまして、30代から40代の子育て世代に防災意識の普及を図って、女性防火クラブ活動を紹介していきたいと考えております。

それから、自治会単位に女性防火クラブ、または女性の会の役員等が選任されている地域があるわけですが、こういったところに女性防火クラブ活動等を紹介して、意見交換などを行いながら、市全域に女性防火クラブの輪を広げていく取り組みを始める予定であります。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) いろいろ詳細にありがとうございました。

行政からの押しつけでは抵抗があるというふうにおっしゃいましたけれども、やはり、誰かが、どこかが中心になってまず立ち上げなければならないと思いますので、まず行政でしっかりとこのことについては、今まで以上に取り組んでいただきまして、ぜひとも以前のような防火クラブが郡上市にでき、例えば出初式とかそういうときにも、全地域が参加できるようにしていただきたいと思いますので、どうかこの点についてはよろしくお願いをしたいと思います。

2点目に入りたいと思います。

保育士と介護福祉士の処遇についてということでお聞きしたいと思います。

資格を持ちながら、現場から離れている保育士を潜在保育士というそうです。2013年5月の調査では、潜在保育士が就職を希望しない理由として、賃金が合わないが47.5%で最も多く、責任の重

さ、事故への不安が40%、休暇が少ない、取りにくいと続いております。

これらの問題が解消されれば就職をし、保育士の仕事をやりたいという人は6割を超えと言われております。この保育士の平均給与は月21万円余りと、全業種平均より低いそうです。

保育士をしている方で、自分だけの給料では結婚できない。しかし、この仕事は好きだからやめるつもりはないと一生懸命に仕事に取り組んでみえる真摯な人も大勢見えます。このような真面目な青年が報われる社会にならなければなりません。

高齢者を支える介護福祉士や子育てを助ける保育士は給料が低いと言われており、現在、国でも処遇改善への取り組みが進められていますが、市としては、人材確保などの面から、どのような取り組みがなされているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。幅広い民間の皆さんのそうした保育士の現状あるいは幼稚園教諭の関係も御質問に含まれておるといふふうには思いますが、最後のところで、市としての取り組みということですので、郡上市の取り組みにつきまして、御説明させていただきたいと思っております。

まず、郡上市におきましては、都市部のような待機児童の解消という課題は抱えておりません。また、保育士、幼稚園教諭の確保についても、これは、大学、短大等の専門学校を出られた方が地元に戻ろうということで、一旦は就職されても郡上を目指される。あるいはすぐにふるさと郡上へということで、実際募集すると非常に多くの方が現在その採用試験に向かっていたおられる状況がありまして、市として、非常に困難な状態、その採用状況はということではございません。

また、市におきましては、保育士、幼稚園教諭の確保につきましては、定年等による退職予定者と次年度の入園予定児童数に応じた法定職員数等を勘案をして、必要に応じた採用計画を持って毎年取り組んでおるところでございます。

保育士、幼稚園教諭のこの職種に絞った新採用試験というものをこのところ行っておるわけですが、平成25年度は3名の方を採用をさせていただきましたし、平成26年度に向けましても、3名採用をするということで現在予定をしております。

また、介護福祉士につきましても、同様に退職予定者数に応じた補充採用をすることとしておりまして、いわゆる定員適正化で職員を減らしていくという中では、こうした専門職の分野は確保をしていくと。必要に応じて確保しておることが実態でございます。

これらの専門職につきましては、正職であります介護福祉士や保育士、幼稚園教諭等の処遇ということについて、御指摘のような市としては特に格差があると、こういうふうな状況ではございません。給与面、あるいは昇格の基準等につきましても、一般行政職の職員と同じであります。

実際の人事異動を見ていただきますと、近年、特にこの分野で女性の管理職への進出が目覚しいわけでありますけれども、女性の持てる特色ある有能な能力を大いに発揮をしていただきたいというふうに考えておるところでございまして、特段その分野において、処遇の違いが起きているということはないというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 市としては、処遇改善といっても、そういう格差とかそういうことはないということですけども、これは恐らく一般的なことで多く言えることだと思いました。

その次の質問になるんですけども、財政が厳しい郡上市において、行財政改革が進められる中、人件費の削減、職員数の削減が行われ、その効果は大きくあらわれていると思います。合併当時に1,099人であった職員数を189人削減し、910人になっていると聞いています。その一方で、職員を減らしたことで市民サービスを低下させないために臨時職員を雇用されています。職員189人も減らし、そのかわりに臨時職員を雇用されている状況をまず最初に教えていただきたいと思えます。

○議長(清水敏夫君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) ただいま御指摘のとおり、職員数につきましては、平成16年の合併以来、本当に毎年厳しい定員適正化という計画のもとに、職員の削減ということに取り組んでまいりました。その結果、1,099人であった職員が、今御指摘のとおり910人、189人の削減というふうな状況となっております。

そこで、主に削減を行ってきた部門は、一般行政職分野でありまして、一般行政部門でありまして、総務部門42人の減、農林水産部門31人の減、土木部門29人の減、民生部門35人の減、このようなこととございます。

これらの部門におきまして、ただし、職員が減員となりましても、その一時的な業務量の増加に対応していくと、そのことでもって、いわゆる正職の不足分をそういう形で埋めるという発想ではなくて、ここでの一時的な業務量の増加に対応、あるいは障がい者雇用の確保、そういうふうなことでもって臨時職員を雇用しておるといってございまして、職員の減につきましては、組織機構の改革あるいは業務の統合、また、事務改善、実際には現場では、人のマンパワーのそうした現状の中からの課題はあるわけでありまして、そういうことの中で、対応させていただいておるところでございます。

それで、臨時職員の数が確かにふえております。平成16年から比較してみますと47人増加してきておりますが、その主な要因としましては、市民病院等の建設によりましての規模拡大、そういうことに対応していく部分、あるいは公民館事業の拡充によりましての専任主事の採用でありますとか、あるいは単純労務職を補充をしないというふうな考え方を今持っておりますので、そういうこ

とにつきましては、清掃、現業部門におきましての職員の臨時職への切りかえは、これはございます。

また、幼稚園、保育園におきましては、児童数に応じた職員の配置基準に基づきまして、保育士、幼稚園教諭を配置しておるところでございまして、こうしたところでは、職員の削減は行ってないところであります。

ただ、こうした中でも3歳児、4歳児、5歳児の担任は正職員での配置を基本としておりますが、いわゆる正職の職員が出産に伴いましての育児休業等を取得する場合、また、特別に支援が必要な児童が入園をしている場合の支援員としてのそうした業務もございまして、そういうふうな場合には、正職員が不足するという事態を臨時職員で補充をさせていただいておる状況はございます。

これは、育児休業によります欠員や一時の時期のみに必要な支援員を正職員で補充することが、育児休業職員が復職した場合、また、児童が卒園した場合のその人数が戻った場合とか、そういうことに対応していくときに、その正職員が余剰人員となってしまうことを防ぐための、そういうフレキシブルな対応をさせていただいておるところでございまして、これは、長い経営上の対応としては臨時職員による対応にならざるを得ないというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 後から聞こうと思ったことも大体ちょっと答えていただいたんですけども、そんな中で、現場ではパートの介護福祉士、保育士などがふえていると聞いています。本人の希望でパートとして働いてみえる場合を除き、雇用する側が正職員から臨時職員にかえるということは、同じ仕事をするのに、わざわざ正職員じゃなくても、人件費が安い臨時職員でもよいのではないかとおられてしまいます。正職員と臨時職員が混在している職場、今回は特に介護施設、保育園、幼稚園における正職員と臨時職員の仕事の状況、処遇の違い、年収の差などをお聞きしたいと思いましたが、少し今触れていただきましたので、簡単で結構ですので、今触れてみえない部分だけお願いしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 大変失礼いたしました。いずれにしても、正職員としては、幼稚園、保育園におきましては、年長から年少までのクラス担任を受け持っていて、臨時職員は未満児や支援を要するそうした支援員、あるいは時間の短い中での一時預かりと、そういうふうな業務分担をしていただいております。それから、また、未満児や支援を要する児童につきましては、先ほど申し上げましたように、年度ごとに動きがありますので、そういうところでの対応につきましては、臨時職員をお願いしておることとさせていただきます。

また、そうした変動の中では、実態として一部臨時職員が担任を持っていただいているという場面も起きていることはありますが、そういうことはできるだけないような体制ということは考えております。保育士、幼稚園教師の臨時職員につきましては、いずれにしても一定の資格を持ってみえる方でありまして、臨時職員ということでございまして、他の事務職員に比べますと、その時間単価というものは高い設定をしております。これは、岐阜県下の同じような、同等の資格を持った仕事をされる方を常に我々も比較材料として見ておるわけですが、決してそこと比べまして、低い待遇になっていないということは確認をさせていただいております。

また、介護職の方々につきましては、仕事の状況では、夜勤は主に正職員で対応すると。そして、臨時職員の方につきましては、希望があった場合を除いては、当たらせてはいないというふうなことでありますし、臨時職員には、夜間、待機当番や宿直業務を行わせていないという、そういうふうな違いを持たせていただいているということでございます。

また、さらに待遇の面でありますけれども、一定の昇給の実施、そして、夜勤を行っていく場合の臨時職員に対しての賃金の割り増しと、こういうことにつきましては、臨時職員に対しましても、処遇面での待遇は行わさせていただいております。そして、さらに特別休暇が認められないというふうなことがあります。年次有給休暇については、労働基準法に基づく付与につきまして、市としては対応を行わさせていただいております。

一律にそういうふうな比較がなかなかできない面もありますが、責任の問題等、あるいは御本人にとりましては、子育ての中である程度短い時間で勤務をしたいと、そういうふうな方がありますとすると、こういうふうな臨時の雇用形態も一つはあって、そして、そのことによりまして、そこに就業された方もそういう形での就業を望まれて、そういう実現ができるというふうな意味もあるというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。賃金が合わないとか責任の重さ、自己への不安、休暇が少ない、取りにくいというところ辺を考えていただきまして、今後とも正職員とパートとのそういう差が余らないように、やっぱり一生懸命仕事をやっていただくんです。そういうことも考えていただきたいと思っております。

3点目の質問に入りたいと思っております。

新年度予算の中で小中学校における防災用品の購入がありました。幾つかある中、災害備蓄用パンについて質問したいと思います。予算の説明の中、この災害備蓄用パンは、通行どめとなった学校の生徒に対応するというので、全ての学校ではありませんが、購入を予定されているパンは缶詰のパンであると思っておりますが、価格と賞味期限、また、賞味期限を過ぎたものの扱いについてお聞

きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、平成26年度に購入を予定をしております災害備蓄用パンの内容でございますが、小学校4校分で24缶入りのものを10箱ということでございます。1缶が100グラムのパンということでございます。それから、中学校が、1校分で5箱ということでございまして、御質問にございましたとおり、まず、交通途絶の可能性のある小学校ということで、相生小学校、西和良小学校、石徹小学校、小川小学校、それから、中学校につきましては、八幡西中学校ということでございます。

こちらのほうは、峠、あるいは国道等の通行どめ等がございまして、災害備蓄用品につきましては、振興事務所のほうにあるわけでございますが、そちらのほうからの供給が仮にできないということを想定をいたしまして、その4小学校、1中学校という設定をさせていただきました。

こちらのパンでは、1缶、先ほどの100グラムでございますが、410円のソフトパンというのを購入予定をしております。賞味期限と申しますか、保存期限につきましては5年でございます。こちらは缶入りでございますので5年ということでございますが、紙容器のものになりますと3年というものもあるそうでございます。

こちらを選定をさせていただきました理由でございますけれども、パンのほかにもビスケットですとか、あるいはクランチバーといったような、どちらかといいますと、ちょっとお菓子に近いようなものもございますけれども、こちらは高価であったり、あるいは量が少なかったり、あるいはそれの例えばシチューといったような、そういったものも考えられますが、食べるために手間をかけなければならないというものがございまして、価格でございまして、食べやすさ、扱いやすさ、それから、賞味期限を考慮いたしまして、ソフトパンにさせていただいたというものでございます。

ただ、こちらは今大分よくなりまして、味も黒豆味ですとか、パンプキンですので、カボチャとか、そういったものもあるようでございます。

それから、賞味期限がまいりましたものについてはどうするかという予定でございますが、賞味期限が切れます前に、学校の宿泊研修でありましたり、あるいは避難訓練等の防災訓教育の一環に使うということを想定してございます。

以上であります。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 栃木県的那須塩原市にあるベーカリー、パン・アキモトという一見どこにでもある普通のパン屋さんかと思えば、実はこの会社のある商品が世界中の人々を喜ばせていると

いうことを大変興味を持ち感動しました。それは、パンの缶詰、今ここにあるんですけども、このパンの缶詰です。災害時のための非常食です。

非常食というと、以前は乾パンのように固いものを想像してしまいましたが、パン・アキモトのパンの缶詰は、製造から3年が過ぎても焼きたてのパンのようにふわふわで柔らかい、しかも、味の種類は25種類にも及び、中には安心パンという卵、牛乳、大豆を使用していないため、アレルギーの人でも安心して食べられるものもあるそうです。

3年たっても焼きたてのような缶詰パンを開発するきっかけとなったのは、1995年に発生した阪神大震災、震災直後に被災地神戸に2,000個のパンを送ったが、半分以上が傷んでしまい、食べられずに捨てられたことです。悔しい気持ちで試行錯誤しながら開発されたのがこのパンです。

さらに、このパン屋さんの画期的なシステムは、販売し、自治体などで備蓄した缶詰を賞味期間を1年残した状態で代金の一部を返金する形で回収し、食べ物に困る海外の地域へ届けるという試みです。実際に昨年11月の巨大台風の影響にまだ苦しむフィリピンの被災地の子どもたちに九官鳥という名前でのこのパンの缶詰が届けられました。みんなが大喜び、ビジネスとしても利益が生まれなければ支援は長続きしません。豊食時代にあって、防災用品がこんな仕組みで社会貢献できるということは、教育にも大変いいと思いますが、いかがでしょうか。

また、学校に限らず、今後アルファ米とともに、この缶詰のパンも導入されるとお湯も要らない、水も要らないということで大変重宝だと思いますが、今後こういうのを導入されることをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 私のほうからの郡上市全体の災害備蓄品の関係を御回答させていただきます。

まず、災害備蓄品においては、発生確率の高い阿寺断層系の地震を想定して、9,693人の半数の約5,000人分を備蓄しておるという状況でございます。それでこの5,000人分においては、平成23年度から3年間で整備してございます。

そこで、今の御質問の食料品の関係でございます。特に、主食としてはアルファ米、副食としてはツナ缶、スープ等でございます。5,000人分の1日分1万5,000食を備蓄しておるという状況でございます。

特に、この食料品、飲料水においては、賞味期限、今議員も言われたように、3年から5年ということになってございます。そこで、やはり、期限切れになった食料品の処分等がやはり問題になっていくということでございます。

そこで、今現在、市としては、食料品とか飲料水においては、賞味期限が切れたものにおいては、切れる前に自主防災会とか市の総合防災訓練で使用したり、できる限り廃棄等のないように有効に

利用しておるといふことでございます。

今の御質問のパンの缶詰の関係ですが、やはり、このパン、備蓄品が廃棄されることなく、有効に利用されることは、やはり環境面、財政上も非常に大切なことではないかなと思っております。

しかし、このパンの缶詰においては、特に、単価面の関係、約4倍近く高いということと、また保存期間、アルファ米は5年なんですけど、そのパンの缶詰においては3年とかという形でございます。トータル的に考えると、市の負担が相当な負担が生じてくるのではないかなというふうに考えてございます。

今後においては、やはり備蓄品を購入する場合には、やはり、災害時に有効利用できることを最優先にしながら、やはり期限切れ前に備蓄品の有効利用についても検討していきたい。さらに、財政面の検討も含めて、総合的に判断して、今後更新等々を行っていききたいというふうに考えてございます。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。先ほどのパンが410円っておっしゃいましたけれども、このパンは4倍になるって800円ってお聞きしておりますので、回収する場合には100円とか200円というお金でこのパン屋さんが回収していくということですので、まだ、これ出始めの段階ですので、今後、低コストになってくる可能性もあると思います。また、今後において、こういうことも検討していただきたいと思います。

最後の質問ですけれども、人生振り返る「三十路式」というので質問をしたいと思っております。

ずっと前になると思いますが、還暦を迎えた人たちが、いよいよ社会に貢献する場が見つけられるよう還暦式をやったらどうかという提案をしたことがあります。残念ながら、いまだ取り上げてはいただいておりますが、今回は、さらに角度を変え、インターネットで知った「三十路式」に着眼しました。

ことしも、多くの二十歳を迎えた若者たちが、希望を持って大人の社会に仲間入りしました。その姿は何とも頼もしく感じられました。成人式から10年後祝福を受けたこの若者たちはどんな生き方をしているのでしょうか。成人式から10年後の節目を祝う「三十路式」を開いてみてはいかがでしょうか。

特に、地元を離れている人にとって疎遠になった同級生との交流や地域社会のつながりの強化を狙いとします。専門家の話の中でも、経済的にも自立する時期で、業種や立場を超えた交流は、生き方を振り返るよい機会になると分析されています。

新潟市で開かれた「三十路式」は、約100人が集まり、会場は笑いに包まれたそうです。大型スクリーンには、参加者が生まれた1983年以降に流行した映画やアニメ、事件、事故などの映像が

次々に映し出され、ワインや日本酒を飲み交わしながら、当時のエピソードに花が咲き、初対面でも自然に微笑みがこぼれたそうです。

識者の話の中で、二十歳は心理的にも経済的にもまだ大人ではない。就職などで社会的な居場所が定まってくるこの時期の交流は、みずからの生き方の刺激になるはずとありました。ふるさとを見直すいい機会にもなり、Uターンする人もあるかもしれません。こんな場合、ぜひとも働く場所をPRできる体制をつくってください。

また、同級生との再会の中で、愛が芽生え、婚活の場になるかもしれません。多くの可能性を見出せる行事だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、このことに関して、どういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 大変素晴らしい提案だというふうに思います。全国の事例もいろいろと勉強をさせていただきました。

ただ、言えますことは、郡上では、非常に飲食を伴った職場とか地域とか同級の方とか、頼母子とか、そういうお集まりの多い土地柄ですから、素地的には、皆さんが自主的にお集まりになる素地が十分あるんだろうというふうに思いますので、一つは、やっぱりそういうふうな機運ができていくことをどのように仕掛けていくかということになるかと思えます。そうすると、やはり、ちょうど平成16年度に二十歳であった方が、ちょうど今度ここで10年たって30になってくると、こういう年恰好でありますし、やはり、自分の子どもなんかを見ましても、ちょうどそのころが、むしろ学生で親に仕送りをしてもらってたりしていた時代よりは、社会性にすごく直面をし始める時代だというふうに思いますし、あるいは婚活のちょうどいいタイムリーだというふうに思います。

それで、ちょうどことは郡上市としては、若者カフェという事業を今回新年度予算で盛り込ませていただいて、若い人たちが、何かで集まりを広げて、そして、郡上のいろんな課題についても関心を持っていただくような場づくりをしようということを考えておりますので、そういうところの中で、ちょうどこの10年たった年代の皆さんに、そういう機会を持たれてはどうかというふうな投げかけをしていこうというふうなことを今話しております。

その中で、もしそれがうまく発展していけば、郡上市としても、大いに応援をして、先ほどのいろいろな意味が、さまざまに実るというふうな場にしていければと思います。

そのときの名前ですけれども、これは、このお話をしていたときに市長からも言われたわけですが、子曰く三十にして立つということになりますと、三十路会というよりは、三十而立の字を使いまして、郡上而立の会とか、そういうふうな場にして、大いにそういうふうなことを皆さんが関心を持って語り合う場にすると、大変意味のあることですねと、こういうふうな話をしてお

たわけですけど、若者カフェをつくっていく中で、ひとつこのことに取り組んでみたいというふうにして思いますので、よろしく願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。昨今郡上市を訪れる方が、一様に郡上市はとても環境のいいところだと絶賛してみえます。まつ毛が近過ぎて自分には見えないのと同様に、そこに住んでいる私たちというのは、ふるさとのよさにどっぷり浸かってしまって、外からいろんなことを教えてもらうのが現状だと思いますので、どうか郡上市のよさを、内から外に出ていった人が特にPRできるように、こういう機会も考えていただきたいと思います。

どうも、ありがとうございます。以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。よろしくお願いいたします。御苦労さまでした。

(午前10時55分)

○議長(清水敏夫君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時09分)

◇ 村瀬 弥治郎 君

○議長(清水敏夫君) 9番 村瀬弥治郎君の質問を許可いたします。

9番 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) それでは、失礼をいたします。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、2点の質問をさせていただきます。

1点目は、減反政策の見直し案についてでございます。2点目に関しましては、住民自治基本条例制定と地域協議会ということでよろしくお願いいたします。

それでは、早速、第1点目の減反政策の見直し案についてということで質問をお願いします。

昨年暮れの新聞によりますと、政府は、昨年12月に、農林水産業地域の活力創造プラン、いわゆる農業分野におきます所得の倍増目標計画を策定いたしまして、食料・農業・農村基本計画をおおむね5年後をめどに見直し、生産調整、いわゆる減反政策廃止を発表いたしました。

現状では、水田面積の40%以上を奨励金、いわゆる補助金でございますけれども、そういうものを出し、他の農産物を水田に転作という形で来ております。

昨年の稲作の作況指数といたしますか、とれ高は102ということで、やや豊作ということでございますし、そういった中で、政府米、民間米ともかなり在庫を抱えているという状況だと思っております。

また、一方では、日本人1人の米の消費量というものが非常に少なくなりまして、年間に56キロ強、約1俵に満たないということでございますけれども、そういった数字がデータが出ております。これは、1日当たりにすると150グラムの消費ということは、約1合というふうに思っておりますけれども、本当に少ない量だと思っております。

農家のほうも高齢化、あるいは担い手不足という、そういった状況でございますし、現在、アメリカとの交渉をしておりますTPPも非常に不透明でありまして、これは、日本の米政策、これはかなり混乱を招くという気配もあるように思われます。

そうした中にありまして、郡上のように、1戸当たりの耕作面積が30アールないしは40アールという零細農家の影響もかなり受けるということをおもっておりますし、逆に言ったら、少ない面積がゆえに、現状、自給米ないしプラスアルファということで、それほど影響はないかもしれません。そういった中にも、いずれにしても、2017年、18年に向けて、集落営農、担い手農業者にとって、この米政策、大転換期に入ることは間違いないようであります。

そこで、質問をいたしますけれども、平成26年度における経営所得安定対策の日本型の直接支払い制度、農地中間管理機構、中山間地直接支払い制度の継続への取り組み、また、最近話題になってます飼料稲に関する導入状況等を農林水産部長にお伺いをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 減反政策の廃止が見据えられておるといようなことでございまして、26年度より国のほうは、新たな農業・農村政策として4つの改革を掲げてございます。先ほど議員のほうからも話がございました。まず、1点目は、農地中間管理機構の創設といったことでございます。農地の有効活用や農業経営の効率化を図るため、担い手への農地集積を加速化をするシステムとして、農地中間管理機構を各都道府県単位に各1組織を設立をするということでございます。岐阜県におきましては、一般社団法人岐阜県農畜産公社を母体として、3月中に設立がされる予定でございます。

農地中間管理機構は、高齢化等により、農地を貸し付けたい農家から、機構が農地を借り受けをいたしまして、その農地情報を全国的に発信する中で、応募された担い手農家や企業へ農地を転貸する業務を主として担ってまいります。

法的に位置づけされた公共団体が受け皿となることによりまして、農地の出し手、受け手が安心して農地の貸し借りが行えるようになるというふうに考えられておるものでございます。

それから、これも議員のほうから御発言がございましたが、経営所得安定対策といったことの見直しであったり、水田フル活用と米政策の見直しといった点、2点、3点目でございます。

減反政策の廃止を見据えまして、主食用米の変調から、需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者がみずからの経営判断で作付作物を選択する状況の実現を目指しているところでございます。

米の直接支払い交付金につきましては、生産数量目標範囲内で米を作付される販売農家に対する交付金でございますけども、25年度までが10アール当たり1万5,000円でございます。これが、26年度になりますと、7,500円と減額されまして、これ以降も段階的に減額され、最終的には、平成30年度をめどに廃止がされるといったことが、先ほど議員も一部言われておったと思いますけども発表がされておるところでございます。

主食用以外の作物につきましては、自給率向上の観点から、今後も作付増加を目指し、特に、先ほど飼料米の話が出ましたが、飼料用米、米粉用米については、25年度までの一律10アール当たり8万円といったものから、26年度におきましては、収量に応じて10アール5万5,000円から、あるいは10万5,000円といった段階的に、たくさんできれば補助金が多くなるといったようなことで、農家の意欲を喚起する出来高制に転換をされておるところでございます。

飼料米等の実績でございますけども、市内各地で作付されておりまして、平成25年度は、飼料用米が9.8ヘクタール、米粉用米が1.2ヘクタール、WCSでございますが、これが2.7ヘクタール、加工用米が2.3ヘクタールとなっております。

飼料米につきましては、農協を通じて、岐阜養鶏へと出荷されておりまして、今後も農協が全面支援をするという方針でございます。

また、国が定める土地利用型作物、麦、大豆、そば等でございますけども、27年度からは、認定農業者、集落営農、認定就農者だけを交付対象とするようになっておりますし、また、そばにつきましては、26年度からは未検査品が、27年度が規格外品が、これまでこういったものが交付対象でございましたけれども、交付対象外となるといったことで、要件が厳しくなっておるところでございます。

4点目に、日本型直接支払い制度の創設でございます。日本型直接支払い制度といいますのは、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動に対して支援を行う制度でございます。具体的には、従来から実施されております中山間直接支払い制度や今までやってこられました農地・水・環境保全の関係、それから、環境保全型農業直接支援というのと、それから、新たに26年度から新設がされる予定でございます農地維持支払といったものを含めた事業の総称でございます。

このうち、中山間直接支払い制度につきましては、現在3期目でございます。平成22年から26

年度までがこの3期目の期間でございますけども、この3期目を実施中でございます。

平成27年度以降につきましても、継続ができるように26年度中の法整備が取り組まれる予定となっておりますのでございます。

また、資源向上活動につきましては、現行の農地・水・保全管理支払いが名称を改めまして、また、単価の一部見直しが行われますけども、こういったものも継続されるといったことでございます。

それから、先ほど言いました新設されます農地維持支払制度でございますけども、これは、農地や水路、農道の点検等、維持管理を行う年間活動計画を策定をいたしまして、活動に沿って行われる実践活動、いわゆる草刈りであったり、水路の泥上げ等でございますけども、こういったことに対する支援制度でございます。交付金の対象地域は原則農振農用地となりますけども、中山間直接支払い制度のような傾斜要件というのはありませんので、取り組みやすいところではあるかなというふうに思っております。交付単価につきましては、田が10アール当たり3,000円、畑が2,000円というふうになっておるところでございます。

以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) 説明いただきまして、ありがとうございます。

今飼料米のことを部長のほうから説明いただきましたけども、飼料米に関しては、9.8ヘクタールということを実績で言われましたが、WCSというものは別といたしまして、やはり、養鶏、鶏のえさです。そういったものへ持っていくということでございますけども、そういった取り組みは、種といますか、実といますか、そういったものが、結局、非食用米と食料米とのまざりといいますか、そういったものは我々は心配をするんですけども、そういったことに関しては大丈夫なのかということ。もしくは、もう一つは、違うことを言いますけども、人・農地プランの作成というものは、市長さんにもこれ責務として出されておると思いますが、こういったことに関しての説明もひとつお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(清水敏夫君) 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) まず、飼料用米が混入しないかということでございますね。飼料米につきましては、現在品種が、ホシアオバという品種を使っております。コシヒカリと違うものでございます。実際、人が食べてもおいしくないというものでございまして、これが、食用米のほうに混入されるということはないというふうに思っております。また、加工用米につきましては、これは、コシヒカリを使っておるわけでございますけども、これにつきましては、農協が管理しております。数量でもって管理をしております。1反つくと郡上の場合、1反当たり503キロ

というのが基準の数量になっておりまして、これで計算をしまして、その分だけ加工用のほうに回すといったことになりますので、これも、混入はしないかなというふうに思いをしております。

もう一点、御質問の人・農地プランでございますけども、国の新制度につきましては、強い農業経営体の育成確保を主眼としまして、農地集積を進める方向性となってございます。そうした事業の根幹として、24年度から始まった農家みずからが自分たちの集落農地の5年後、10年後の将来像を描く人・農地プランがますます重要視されておるところでございます。

郡上市につきましては、現在20地区の集落数にしますと27集落でもって、この取り組みをしておるところでございます。このうち具体的には5地区が策定をされておるところでございます。

人・農地プランでの策定を進める中で、集落の現状とか、新しい農業施策を集落の皆さんが話し合いを行いまして、地区の課題を解決するために、担い手への農地の集積を進めたり、集落営農の検討を進めてございます。

今後も、人・農地プランの策定を主体としまして、国内外の農業動向を見据えながら、担い手の育成であったり、あるいは6次産業化の推進など、郡上市の農業振興に取り組みたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

(9番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) 私の聞き方がちょっと悪かったと思いますけども、混入というのは、例えば、機械の中にあって食料用を使って一緒にするというを混入ということと、あえてわざというのではなくて、偶然的にということ。もしくは、もう一つ言えるのは、例えば、ことし一つの圃場に食用米をつくる。こっちの圃場には飼料米をつくる中で、仮にローテーションを組んだときに、その実がおちたり、そういうことをしたことによって、次年度において、そういったものが圃場の中に混入しないかという、そういったことを質問したわけでございますので、もしそういうことがあると、作業機とか、そういったことに関して、一緒にもう使えんじやないかと。あるいは補助金を出して、そういった作業機の手当ても必要じやないかというようなことを踏まえて、ちょっとお聞きしたので、もし、そういうことがわかればお願いいたします。

○議長(清水敏夫君) 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) 飼料米のホシアオバという米の品種が種がおって、翌年度に入ってきたところに、主食米をつくったら、一緒になってしまうんじゃないかというお話ですよ。そういうことにつきましては、詳しいちょっと資料はございませんので、どの程度それが可能性があるのかということとはございませんけども、今までの、これから新たにこういうことが出てくるということはわかりませんが、今までは、そういったことで困ったという話は聞いておりませんので、よろしくお願いいたします。

(9番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) それでは、そのことによって次の質問に移りますけども、2017年まで生産調整、今郡上でいうと55%これぐらいつくってますかね。そうすると、45ぐらいが今調整しておるという中で、仮にそれを減反というものが廃止になった時点で、今の米価も決して高いというふうには思っておりませんが、そういった影響は、郡上市の場合、先ほど申しましたけども、30と40という面積では、そういうことになったときに、影響が果たしてあるのかないのかということをお伺いいたします。

○議長(清水敏夫君) 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) これ減反政策が廃止になった段階で郡上市にどういう影響があるかということでございますね。ちょっとこの減反政策についても、とりあえず30年度で廃止することとさせていただきますけども、このまだ流動的な点はあるというふうに思っております。といいますのは、TPPのことがどうなるかによりまして、この辺の国の施策も今後ひょっとすると変更があるのではないかなという状況の中でのお答えでございますけども、国のほうとしましては、30年度をめどに減反政策を今までやってきたのを、今までも減反政策というのは、いろいろな段階において変わっておりまして、現在は、減反というよりも、生産経営安定対策におきましては、数量目標内で作った米に対して助成をするといったことで、そういったことで、目標内で米をつくれれば、お米に対して助成をしますよということをおもちまして、その米の数量を調整していこうという、今まではシステムでございました。それを、30年度をめどに廃止するよということになります。

ですから、これまでも、例えばそれを超えてつくっておったという状況がございます。例えば、郡上市でおきますと、16年度以降でございます。25年度につきましては、国全体で2.7万ヘクタールが超過をしてつくっておりますし、郡上市においても、19ヘクタールの作付超、要するに米をたくさんつくっておるということで、それについては、ペナルティといったことは一切ございません。要は、つくりたい人はつくるんです。ただし、目標数量以内でないと、米の交付金は出せませんよといったことで、ただ米の交付金はもらわなくても米たくさんつくりたいという方は、現在でもつくれるシステムにはなっているということでございます。

それを、そういった交付金も30年度からはなくなるよということになりますと、政府としましては、情報をどんどん提供しますと。県単位でも情報を提供しますと。ですから、例えば先ほど議員が言われました、米の消費量はこのぐらいおちますよとか、ですから、そういうふうな情報を提供しますので、これからは農業者、あるいは大きなということになりますと農協等になりますけども、そういったところで、今後、30年度以降につきましては、情報を得ながら、独自の、要するに自分がどのくらいつくればいいのかといったことについて、経営判断でもってやっていただきたいという

ふうな方向で国は示しておりますので、お願いしたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。平場と中山間とのやはり生産コストを含めた費用的な面も含めて差というのはかなりあるし、仮に平場であつたら圃場をまとめて、大規模な農業ができるということの中で、なら、郡上の中で、そういったことが非常に難しい状況じゃないかと思っておりますし、そういった中で、担い手、今言われたJAということも言われましたけれども、そういった、僕が一番心配しておるのは、耕作放棄地がふえてこないかなという、特に、コストがかかるとか、そういったことを踏まえて、やはり5年間ありませんけれども、その認定農業者あるいは企業、あるいは後継者を含めた組織といいますか、そういった担い手づくりをもう早速始めていかないと、そのときになって考えればいいということではなくて、現状からそういったものを、いろんなことを想定しながら、農業問題を考えていきたい。特に郡上の場合は、先ほど申し上げましたけれども、耕作放棄地を含めた荒地、あるいは草が生える、獣害になるという悪い循環になってくるということを、ある程度想定していかないと非常に難しいことになってくるんじゃないかということをおもっていますので、そういったことを踏まえて、取り組みは願いたいというのが今の現状でございます。担い手に関しては、私どもははっきりって担い手でございますけれども、かなり年寄りの人もおりますし、そういったことも踏まえて取り組みをお願いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

2点目は、住民自治基本条例の制定と地域協議会ということでございます。

平成23年の9月に設立をされました住民自治推進懇話会から実に2年半、12回に及ぶ策定委員会を経られまして、27条からなる条例案の提言を受けて、今回郡上市住民自治基本条例が制定をされます。まちづくりを推進するために、市民、行政、議会がこの基本的ルールにのっとり、権利、責務が発生する中で、まず、広く市民には条例を理解、認識していただくことが重要であると思っております。

郡上市誕生10周年を経過いたしましたけれども、市民の中にはまだまだ旧町村意識も強くあるように認識をしております。このたびの条例制定は市民の一体感を得るためにも必要不可欠と捉えております。郡上市民としての認識を期待するものでありますが、市民に理解、協力を得ることということもなりますし、そういった得られるためには、何が必要かということ、市長公室長にお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、今般の議会に上程をいたしました郡上市住民自治基本条例
に関係しましての御質問についてお答えをさせていただきます。

郡上市におきまして、非常にたくましいといえますか、非常に豊かな地域活動がありまして、そ
れを担っていただきます本当に力強い市民の皆様が多数見えるわけですが、総合計画でも
示しておりますように、やはり、どうしても少子高齢化等々のことから、地域の支え合いの仕組み
というものはやはり減退をしてくる、あるいは活力が減ってくるというふうなことがございます。
これは、これに対する対応をしていく必要があるわけではありますけれども、いろいろなそうした
まちづくりにつきましての基本的な考え方とか原則、あるいはこれからの郡上市としての協働のま
ちづくりにつきまして、一定の役割分担といえますか、皆さんがそういうことを考えていく、そう
した原則的なものをやはりつくる必要があるのではないかと。こういうことは、平成18年の総合計
画の中にも示されていたことであります。

また、その後、市民協働指針、平成21年のことでした。それから、その後には、現在の総合計画
の後期基本計画の中でも、自治基本条例を制定に向けて準備を進めていくんだと、こういうことが
これまでの郡上市の10年のその取り組みの中で、次第に明確になって、また我々としても、そうい
うふうな取り組みを具体的に進めなくてはならないと、こういうふうなことになってきたわけでご
ざいます。

それで、この問題につきましては、あくまでも条例が制定をされて、文言が整ったということでは、それは実態、内容が伴わないことでは、これは、大変一番重要なことはそういうことである
すので、この出発点におきましては、少し経緯を説明をさせていただきたいわけですが、平成
23年の夏に、その総合計画の後期の審議会のメンバーの皆さんとともに、この住民自治に関する
懇話会というのをつくらせていただいたわけです。これは、一つの住民自治の運動というものを、
運動体というものが地域の中に、もちろんそれ意識しようがされてなかろうがいろいろあるわけ
ですけれども、そういう運動としての住民自治の認識あるいは活動自体を広げていきたいという願いを
持って、そういう皆さんとねんごろに話し合おうというところから出発をしたということござい
ます。

ちょうど総合計画のメンバーは7つの旧町村の地域から、年代別、性別、あるいは産業別、非常
にうまく配分をされたメンバー構成でありましたので、まず基本としては、その30名の方に出発段
階としてはその役となっていたわけであります。

そういうふうにして取り組みをされてくる中で、1年半、2年度間の中では、30回を超えるくら
いの会合を本当に精力的に開いていただいて、また、大学教授の専任のアドバイザーも毎回出席を
していただいて、いろいろな議論が重ねられたことを覚えております。

また、あるときは、県下の先進事例の垂井町の実活動家の方をお招きして、そして、そのことに

ついでに垂井町における、こうした条例制定への経過というものについて学ぶ、学習会を開催をしたこともございました。そういうふうなことをずっとやってきながら、そして、昨年2月には、この懇話会の皆様が、一つの提言として取りまとめられて、市長にぜひ条例を制定をして、郡上市としては、しっかりまちづくりを進めていきたいと思いますというふうなことになるわけでありまして。

それで、平成25年度、今年度には、先ほど村瀬議員が御指摘のとおり、策定委員会というメンバーが今度はまた構成をされまして、具体的にそこで条例の文言につきましても、いろいろと議論がされたということでもあります。

本来、市長提案の条例というものは、市長部局の中で一字一句つくっていくわけですが、あるいは国、県からのそういうものを参考にしてつくるわけでもありますけれども、今回の住民自治基本条例につきましても、全部がまさに策定委員の皆様の手づくりで、そして、一字一句やり取りをされて、その言葉にはどういう意味があるんだということをやり取りをされてつくられてきたということに非常に意義のあることではないかというふうに思います。

そして、もう一つの1点のことは、ちょうどことし、この3月1日に合併10年を迎えたわけでもありますけれども、こうした一つの節目の折に、この3月議会に市民の皆様の手によります条例案というのはまとまって、そして、市の各部課、機関で審査が行われた結果上程されたということは、タイミング的にも非常にいい意義のあることではなかったかというふうに思っております。

そこで、中身につきまして少し御説明させていただきますけれども、この条例につきましても、まず、先ほど申し上げましたような条例の目的のほかにも、原理原則というものを掲げておりまして、第4条では、基本理念、まちづくりの主人公である市民は、議会及び市長とともに協働によるまちづくりを進め、いつまでも住み続けられる郡上を目指しますというふうに定めておりまして、これは、地方分権改革の流れの中で、国や県から市へ、さらには市民の皆さんにより近いところで政策決定をする、そういうことを検討をすると、そういう場が移っていておりますが、これまで以上に市民の皆さんの意思と、また、そうした責任に基づいて、この地域のまちづくりが進んでいくことを目指したものでございます。

まさに、それを実現するためには、市民、議会、それから、行政がそれぞれの役割を理解をして、そして、責任を果たしていくと、そういうことについて、うまくこの中に構成をして、それぞれの役割等について示されておるということでございます。

また、市民の皆様にとりましては、市政やまちづくりについて知る権利、あるいは参画する、そういうふうな立場、権利があると同時に、一方では、市政やまちづくりに対しての積極的な参画と、そういうふうな責務、また、それぞれの行動、言動については、やっぱりそれを責任を持って皆さんで考えていこうというふうなことも、これ市民の皆さんの発議の中で、この条文の中にはうたわれておるところでございます。

また、議会あるいは行政においても、市民の皆様が参画しやすい環境づくりに努めるということが掲げられております。

なお、このほか条例におきましては、住民投票のその仕組み、それから、行政評価の市民参加のあり方、また、地方自治法では一旦削除されましたが、総合計画につきましての基本構想を議会の議決事件としていくということについても、この条例において、根拠規定が定められております。

また、市民協働センターの根拠となるもの、あるいは広く地域づくりをしていく場合のよりどころとなる地域協議会等のまちづくり活動の拠点についてもしっかりとこの条例の中には明記をされているということでございます。

先ほど御指摘がありましたように、充分この条例につきましては、広く市民の皆様これからさまざまな機会を通じて、御理解を進めていただきますような取り組みを進めて、また、市民の皆様から我々も学びまして、ともによりよい郡上市づくりのこれが一番一つのルールとなって我々を牽引していただけるような条例に、皆さんとともに盛り上げていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

(9番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 村瀬弥治郎君。

○9番(村瀬弥治郎君) ありがとうございます。ただいま市長公室長より基本条例の中身の説明をいただきまして、広く市民の皆さんにもこういった旨を理解していただくということが非常に重要であり、そういったものによって、郡上を愛する、郡上に長く住み続けてもらおうということも非常に重要じゃないかなというふうに思ってます。

そうした中にありまして、この4月、平成26年4月より発足をいたします各7地域における地域協議会、今少し触れましたけども、協議会というもの、これは、地域振興の拠点であった条例の今話出ましたけど、そういったものも広めることではないかなというふうに思ってますけども、こういった地域協議会の幅広い市民の意見を聞く場、あるいはそういったことを提案していく場として、非常に大事じゃないかなと思ってますけども、未来の郡上づくりのための一丸となった協議会というふうになってほしいと思ってますけども、そういった協議会に対して、行政側からの役割、役目といたしますか、そういった期待することというものを伺いたいと思っております。

時間がありませんので、少し申し上げます。

○議長(清水敏夫君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 地域協議会につきましては、先ほどのこの自治基本条例の中に根拠条例がありまして、条例に基づくまちづくりの拠点の委員会ということになることございまして、実際はもう少し細かな単位でのNPOでありますとか、地域づくりの会がありますが、やはり、振興事務所を配置をしまして、旧町村単位で現在その行政が運営をされておることございまして、

振興事務所の単位において、地域の皆さんの集まる場を設定をさせていただいて、そして、そこで地域の皆さんが幅広い分野の皆さんで地域課題について考え、みずから解決していくことをそこで編み出していただくと。そういうところのよりどころとなる組織としたいということでございます。

そこで、地域審議会ということが合併以来、これで10年間御活動いただいたわけでありますけれども、この公的な役割も一部担う、その後継的な意味合いも含んでいただいて、さまざまな市政に対する郡上市からの御紹介もありますし、気配りも、あるいはそちらからの御提言もありますから、地域の課題をいろいろと考えていただくと同時に、市政に関しても、地域とつないでいただく市民のとりでと、そういうふうなことを考えております。

しかし、より自立的で皆さんのよりよい自主的な委員会と組織とするためには、始めからこうだというふうに規定するよりは、そういうものを皆さんの議論の中で、地域ごとに特色を持った委員会としてはつくっていただくということを考えておりますので、余り焦らずに組織づくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

(9番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） ありがとうございます。最後に、市長さんには、そういった基本条例と今の地域協議会ということの取り組みとして、思いがあると思いますけども、その中のことをお聞かせ願いたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今回、住民自治基本条例というものを大変市民の皆さんの参画を得ながら素案からつくっていただいて、現在、議会にお諮りをいたしておるわけでありますけども、その狙いとするところは、ただいま市長公室長が申し上げたとおりでありまして、端的に言えば、郡上市の本当に市民の皆さんが主体となった地方自治というものを確立をするということだろうというふうに思っております。

今さら申し上げるまでもございませませんが、地方自治というものは、一つは国、都道府県、市町村といったような団体間の関係というような意味で自治を確立をしていくと。制度面、あるいは財政面、そういった側面がよく団体自治と言われますけども、そういう側面とともに、本当にそれぞれの自治体の地方自治というものが、市民の皆さんの主体的な参画によって担われているかどうか。そこが、幾ら団体自治というものが制度的に確立をしても、その中が、内実がすっからかんで、これはどうにもならないということでありまして、そういう意味の本当に市民の皆さんが主人公となって、郡上市政なり、あるいはそれぞれの地域のまちづくりというものにかかわって、参画していただくと。こういうことがあって初めて真の自治ということになるというふうに思います。団体自治とともに、住民自治というものがある。それが両方そろって初めて、真の地方自治の確立という

ことになろうかと思いますが、そういうことを狙いとして今回、いわば市民の皆さんの協働宣言というような意味合いを持ったものであるというふうに思っておりますが、今後、この策定に携わっていただいた市民の多くの皆様方とともに、一層多くの市民の皆様に御理解を得ていきたいというふうに思っております。

それから、地域協議会につきましては、これもう市長公室長が申し上げたとおりであります、まず、私からも、この現在の地域審議会、10年間かかわっていただいた皆様方に厚くお礼を申し上げます、というふうに思います。それぞれの地域の皆さんが、新生郡上市の10年間を見守っていただき、いろんな御注文もつけていただき今日まで来たというふうに思っておりますが、そのいわば後身といいますか、跡継ぎとして、今回地域協議会というものをつくり、その地域協議会には、これまでの地域審議会の主として市長の諮問に応えるというような立場、あるいは行政に対してもの言うという立場、そういうものも一部はもちろん継続をしていただきながら、本当に市民の皆さんが、いろんな立場の活動をしていらっしゃる皆さんが、自分たちの地域を課題を解決していくためにはどうしたらいいんだろうと、一緒になってやれることはないかというような形で語り合ってください、そして、活動を生み出していただく、そういう一つの私は市民の皆さんの広場であるというふうに思っておりますので、そういう形に育っていただくように私ども行政も対応をしてみたいというふうに思います。

(9 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 村瀬弥治郎君。

○9 番（村瀬弥治郎君） それぞれありがとうございました。これで一般質問を終了いたします。

○議長（清水敏夫君） 以上で、村瀬弥治郎君の質問を終了をいたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後 1 時を予定いたします。お願いいたします。

(午前 11 時 50 分)

○副議長（武藤忠樹君） 議長を交代いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0 時 59 分)

◇ 清 水 正 照 君

○副議長（武藤忠樹君） 11 番 清水正照君の質問を許可いたします。

11 番 清水正照君。

○11 番（清水正照君） 11 番、清水です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

今回は、介護保険制度の関係と「テレワークのまち郡上」づくりについて、お伺いをいたしたいと思います。

初めに、介護保険制度の見直しによる新しい地域支援事業への取り組みの状況について、お伺いをいたしたいと思います。

介護保険制度が見直され、要支援者に対する介護予防給付や地域支援事業が27年から29年度にかけて段階的に廃止や見直しが行われ、新しい地域支援事業に移行されることになっています。新しい地域支援事業の内容につきましては、市町村の裁量で拡大することができることとなっています。

現在でも、一部の地域で実施されているサロンは介護保険制度の対象外となっていますが、今回の見直しにより、新しい地域支援事業に位置づけられようとしています。

本市においても、地域の実情に応じ、住民本位の取り組みとして、サロンを参考に、各地区での新しい地域支援事業として展開する必要があるというふうに思います。この新しい地域支援事業に対する取り組みの現状について、健康福祉部長にお伺いをいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 介護保険制度の改正に関する御質問をいただきました。

ただいまの議員お示しのとおり、現在国において、制度の見直しに向けた審議が進められています。要支援1、要支援2の認定者を対象とする介護予防給付のうち、通所介護、そして訪問介護につきましては、市町村が地域の実情に応じた多様な取り組みができる地域支援事業に、段階的に移行していくことが考えられています。

そこで、御質問にございました新しい地域支援事業の展開として参考とすべきサロン活動でございますけれども、市内各地に集会所または公民館等を会場といたしまして、高齢者の閉じこもりの防止であるとか、仲間づくりや健康づくり、こういったところを目的として行われております。民生委員や福祉委員、また、地域のボランティアの支えもございまして、月に一回ないし二回、内容といたしましては茶話会であるとかレクリエーション、また、健康体操などの活動を行ってまいります。

サロンの運営につきましては、現在、郡上市社会福祉協議会から開設1年目には2万円、続く2年目に2万円、3年目に1万円の3年間にわたる財政支援がございましたけれども、このことにつきましては、次年度、平成26年度からは継続した支援に向けた見直しというものが、現在、検討がされております。

市内には、現在、約120ほどのサロンがございまして、1,800人余の方が参加されまして、市ではサロン活動に保健師であるとか、理学療法士、こういった専門職を出向かせまして、出前講座の形で支援をさせていただいておるところでございます。

このように、サロン活動でございますけれども、地域の皆様による自主的な取り組みとして開設されてございまして、活動を通じた支え合いであるとか助け合い、そして見守りのネットワークが広がるといった意識を高めるために、非常に意義ある活動ではないかというふうに考えてございます。

これらの活動を参考といたしまして、新しい枠組みとしての地域支援事業の展開について検討をしてみたいと思いますが、現時点におきましては、財政支援を伴います新しい介護予防日常生活支援の総合事業、これに係る国のガイドライン、いわゆる指針が示されて、まだおりませんので、この指針と整合を保つ中で、効果的、計画的かつ実行可能な取り組みを進めてまいりたいと思います。

また、新しい地域支援事業の一考をするために、現在、市が取り組んでおります内容といたしましては、先ほどお示しがございましたように、平成27年度から29年度を計画期間といたします高齢者福祉計画第6期の介護保険事業計画の策定に当たりまして、本年1月でございましたが、市内在住の一般高齢者であるとか、要支援、また、要介護認定者約2,000人を対象として実施をしました日常生活圏域のアンケート調査結果の分析作業を現在進めさせていただいております。

また、通所介護や訪問介護を提供しておみえになります市内の介護サービス事業所との協議のほか、国が、今回特に重点施策として示してございます地域包括ケアシステムを構築すべく、医療、保健、介護、福祉など多職種の専門職員等によります地域包括ネットワーク研究会、通称「猫の子ネット」という研究会でございますが、こういった組織も立ち上げをさせていただく中で、今後、大きくさま変わりするであろう介護保険のこの制度改正に向けた取り組みを進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

(11番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。精力的に新しい地域支援事業に向けて取り組みをしてみえるということを伺いました。

ここで、そういったものに向けての新しい地域支援事業に取り組むための施設について、今ほども集会場等でサロンをやってみえるというようなことをお伺いしましたが、やはりその提案をいたしたいというふうに思いますが、利用者が要支援1、2、要介護1、2ぐらいの人が対象になるかと思いますが、利用者が歩いて通える範囲にあります集会所、地区集会所を地区のそういった「ミニデイ」というような形で活用することを提案をしていきたいというふうに思います。

現在、地区集会所は、順次地縁団体に払い下げがされております。高齢者を対象にしたサロンなどに利用されているところを、今、部長のお話のようにありますが、やはり多くが年に数回しか使われないというようなことで、電気料や上下水道料などの維持管理費も必要になり、今まで以上に

有効活用が求められているのではないかというふうに思います。

地区集会所を活用し、地域に根差した小規模な形態で、朝から夕方まで食事や入浴などの地域支援サービスを行う。そのためには、やはり厨房施設の機能の向上や、サービスによっては洗濯場や風呂場の整備などが必要になってくるというふうに思います。地区集会所を介護保険施設としての承認を得て、国の施設整備補助を受け、整備できるように要望していくことも必要ではないかというふうに思います。

今ほど120サロンがあって、1,800人が有効に使ってみえるということですが、地区集会所のそういった有効活用と、その施設整備についてのことにつきまして、健康福祉部長にお伺いをいたしましたと思います。

○副議長（武藤忠樹君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） ただいまの御質問にございました現行の介護保険制度における通所介護、いわゆるデイサービスのメニューでございますけれども、リフトバスなどによる送迎であるとか、食事や入浴、レクリエーションなど、全国一律の基準を持って実施がされているところでございます。

そこで、御提案にございます「地区ミニデイ」でございまして、この形態につきましては、現在のデイサービスで提供をしているメニューから、その内容をコンパクトにする方法、例えばでございまして、自宅で入浴が可能な高齢者につきましては入浴のサービスを省くとか、食事は配食サービスに頼るとか、開設時間を短縮をする、こういったようなところで、利用者のニーズに応じたサービスを提供することも考えられます。

言いかえれば、送迎、食事、そして入浴などの既存の通所介護事業所によるサービスのみでこだわることなく、高齢者のニーズに応じた施設や設備、NPOやボランティア等の支援の組織、それから、何よりも地域のマンパワーといった地域資源を生かしまして、ハードそしてソフト両面にわたる条件を整えば、より多様な運営が進めることも可能かというふうに思っております。

議員から御提案のございましたハード面の受け皿となる地区集会所の活用についてでございますけれども、事業展開をするための一つの有効な手段としても考えられますので、国が、今後示すであろうガイドライン、いわゆる指針を踏まえつつ実行可能な施策となるよう、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、新しい介護予防日常生活支援総合事業に位置づけられることとなります、通所型のサービスに伴う施設整備に係る補助制度につきましては、国による支援措置の動向を注視しながら、関係情報を収集するとともに、必要に応じた国に対する働きかけにつきましても努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(11番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、そういったサービスの運営についてですが、やはり今申しました地区の集会所の所有者である地縁団体に運営を委託するといいますか、そういった形で地域の人を雇用して、やはりボランティアの協力も当然必要なわけですが、そういったものを含めながら運営をしていくということで、やはり収入については利用者からの負担金はあれですが、やはり介護保険からの現行の負担比率によって負担をしていただいて、その収入を賃金や施設の維持管理費に充てていくというような形で、やはり今後のガイドラインが示されてからのことになるかというふうに思いますけども、やはり身近なところで、そういったサービスを提供する効果等が出てくるのではないかとことを思います。

今ほど部長からもお話がありました、やはりそういったひとり暮らしの高齢者などの巡回による見守りが不要になったり、配食サービスということを言われましたが、そういったことも不要になる可能性もありますし、やはり高齢者の健康維持と生きがいが生まれて、やはり社会からの孤立感が解消される、また、地域内での雇用が生み出され、地区集会所の有効活用が図られるというようなことで効果が出てくるのではないかとことを思います。

「地区ミニデイ」による地域支援サービスの運営方法と、現状と比較した効果について、お伺いをいたしたいとします。

○副議長（武藤忠樹君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 今回の介護保険制度の見直しでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、全国一律の基準であるサービスの内容を地域のニーズや特性に応じまして、地域の資源を有効に活用しながら行うことが可能となることから、地域に密着したサービスの提供の幅が広がるものというふうに考えております。

既存の介護サービス事業所はもちろんのことでございますけれども、NPOであるとか、民間事業社、ボランティアといった多様な担い手による、多様なサービスが可能となりまして、住民主体による低廉な単価の設定によりまして、現行よりも安価な運営が可能となり、これに係る利用料につきましても低減することが可能かといふふうに考えてございます。

また、支援する側と、いわゆるされる側という画一的関係性だけではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できるといった効果も期待をされるところかというふうに思っております。

郡上市におきましては、高齢化がさらに進行をしている状況にございまして、広範な市域を有するそれぞれの地域の特性を生かしながら、持続可能な事業を展開をするためには、その受け皿となるべく人的な支援体制、いわゆるマンパワーをいかに構築するかにあるというふうに考えてございまして、地域ごとの実情に即した体制づくりにつきましては、行政はもちろんのことでござい

すけれども、地域との関係性を保ちながら、今後、検討をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(11番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ガイドラインがこれから示されるということで、ちょっと性急な質問になったかというふうに思いますけども、やはり、こういった介護保険が見直されて、新しい地域支援事業に移っているというような中で、これ今、集会所を活用したらどうかというようなお話をさせていただきました。

人や地域の人とか、やはりそういった、今、利用が十分でないそういう集会所、介護予防施設のようなところもあるようですが、やはりそういった地域支援を有効に活用することと、やはり国のそういった補助制度が決まってくれば、そういったものを有効に活用していくということが本市のこういった介護保険制度を見直されたことよっての受け皿づくりには大変重要ではないかなということを思います。

最も適したサービスが提供できるように、できるだけ早く計画、また実行に移していただければということをおもいますが、市長にその辺をお伺いをいたしたいと思っております。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。先ほど来介護保険制度の見直しによる新しい地域総合支援事業について、どう取り組むかと、こういうことでございます。

健康福祉部長が答弁いたしましたとおり、私も、これからの、大変たくさん高齢者の方もふえるわけですし、そういう中で、従来より以上に身近なところでの支え合いという仕組みは、やはり不可欠であるというふうに思っております。その際に、御提案のあった、身近なところの公共的な施設の利用ということも大変大切だというふうに思います。

清水議員のお住まいになっているところの近くの市民の方で、そういうまさに何とか自治会のそういう集会所がこういうものに使えないかという御相談を、大分以前ですが、御提案をしに来られた方がいらっしゃいまして、ぜひ一つそういうことで、どういうふうに取り組むかということについて、地元の皆さんと相談をしてくださいというようなお話をいたしましたけれども、私どももそういう動きがそれぞれの地域から出てくることを願っております。

今、部長から申し上げましたように、まだ今これからの新しい制度の移行の詳しい話も十分ではありませんけれども、そういう御提案のあったような趣旨に沿って、少しでも身近なところで、それぞれの元気な高齢者がそういう支援を必要としている高齢者を支え合うと、支えるというような姿、これは郡上市にとって必要なことだというふうに思っておりますので、そういうことを、これから策定にかかります高齢者福祉計画、介護保険の計画等を策定をしていきますので、そういう過程にお

いて、十分この福祉の関係者あるいは地域の関係者の皆さん方の御意見をお伺いしながら、そういう郡上市としての取り組み方の姿というものをいろいろと検討をし、実施に移していければというふうに思っておるところでございます。

(11番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。今こうして、介護保険制度が見直されて、やはり、ある意味市町村にいろんな面で投げかけられた部分が多分にあるのではないかなということを思います。やはりここで、地域のつながりであるとか、地域の力とか地域の力の底上げといいますか、そういったことにもかかわり、また、その自治体のやる気とか能力とか、そういったことにもかかわってくるんじゃないかなということを思います。

健康福祉部のほうで、地域の実情については十分把握をされておられることというふうに思いますけども、やはりこういう、変わって慌てて対応するのではなくて、やはりある意味、それを予期しながら積極的にかかわって、国のほうへも訴えていけるような体制づくりも必要ではないかなということを思います。

これが壁になってできないんじゃないしに、この壁を破るぐらいのことも必要ではないかなということを思いますんで、やはり今後の、正式な法律ができるのはもうしばらくしてからだというふうに思いますけども、やはりそういったものが施行されて、待ちの状態でなしに積極的に攻めていけるような体制をつくっていただいて、このことについては、本当に高齢者ばかりではないとは思いますが、やはり健康で長生きしていただくためにも、こういったことも必要だと思いますし、また地域の、先ほど言いましたつながりのためにも必要ではないかなということを思いますんで、このことについては十分、先ほど、計画段階で検討されるということですし、やはり積極的に取り組んでいただきたいことをお願いをいたしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次に、テレワーク型産業の振興及び人材誘致プランということで、「テレワークのまち郡上」づくりの取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。

離れたところにいながら仕事をするというのは、テレワークということの定義のようですが、そういった産業の振興と人材誘致プランということで「テレワークのまち郡上」を目指してと題して、昨年の10月、ICT利活用戦略ワーキンググループから最終報告が出されております。

報告書には、「本市は情報基盤が整備され、潜在的に有利な環境と条件がある。しかし、人口減少や過疎化が心配される自治体の間では、早い者勝ちの施策であり、今なら先進地の仲間入りができ、本市の有利性を発揮できる」というようなことを書かれてあります。

プランの背景として、若年層人口の転出超過の課題や、ICT産業の活性化の課題や、その対応と他との差別化を掲げています。プランの達成を目指す目的として、従来のオフィスを離れ、別の

場所で働くことを意味するテレワーク型産業を支援し、人材の移住を促進する。また、ICT事業の視点から、人口問題と雇用の確保の課題解決に当たるということは記されております。

先ほども言いましたICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をする人たち——テレワーカーと言うようですが、の転入により期待する効果として、既存の産業の振興とテレワーク型産業の経済活動によって、新産業の創出、雇用の確保が図られるなどが示されております。あわせて、達成のための具体的なアクションプランが提案されております。

情報基盤の活用、若者の流出を防ぎ、定住人口の確保、公の施設の有効活用、テレワーカーの転入などが期待をされております。プランの報告を受けてから、課題や問題点などにどのように対応されたのか、26年度テレワークのまち推進事業として、5万2,000円でしたか、講演会などの予算が組まれておりますが、今後どのように取り組まれるのか、担当部長にお伺いをいたします。

○副議長（武藤忠樹君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、「テレワークのまち郡上」づくりということにつきまして、郡上市としての取り組み方をお答えをさせていただきたいと思っております。

今、ただいまほとんど「テレワークのまち郡上」を目指してということで、昨年、調査研究をしていただきまして、報告書をまとめていただき、それから26年度以降で取り組んでいこうとしている事柄につきましては、ただいまお話をいただきましたので、私からは、これからの取り組みにつきまして、お話をさせていただきます。

まず一つは、昨年の調査・研究のメンバーは、もともと情報懇談会を前から開いておりましたので、郡上市内のIT関係につきまして、非常に見識を持った若い人たちが見えまして、そういう人たちと、それから商工会、そして県——岐阜県、それから郡上市というふうなメンバーで取り組んだわけでありまして、その中では、既に、例えば郡上市にそういうふうにして御希望があった場合には、どこに受け入れることができるかと、そして、さらにその場合に、お住みになる場合には、どういうふうな手配ができるかっていうふうなところとか、いろいろなそういうふうな調査まで具体的にされてきております。

直接これで適用させたわけではありませんけれども、郡上市へ転入してくださる方に対する、家の補修に助成をする事業がありますけれども、25年度で、先般ちょうど適用させていただいた方も、こういうことに類する職業の方でありました。

総務省の統計でも、すごくこれは伸びておりまして、特に、今言われた中で言うと、若い人を何とか郡上に住んでいただく、息子ができれば帰っていただくと、そういうことですので、まず26年度におきましては、ここにいろいろと提案があるわけではありますけれども、特に商工会の皆さんともよく話し合いを進めながら、また、郡上市としては商工観光部と深く連携をしながら、先ほどの市民のそうした専門的な知識を持った方、さらには、その方の市外のいろいろなネットワークの

関係の方とともどもに、この構想を実現していくための組織をまず立ち上げていきたいということが一つであります。

そして、それを進めていく中で、例えて言いますと、昨年度、研究段階で訪問をしましたけれども、四国の徳島県の神山町というところに、NPOのグリーンバレーという、大変有名なこのお取り組みの先進事例がありますが、できれば、ここの取り組みを我々としても十分、既に行ってはおりますけど、郡上の皆さんにも、このことを広く御理解をいただくための講演会等を開いて、そうした機運づくりを高めていきたいというふうにして思っております。

それから、もう一つは、昨年この調査・研究のメンバーの仲間がハブ郡上というふうな、まさにこの受入れ団体となる、そういう関係の若い人たちがグループを立ち上げてくれました。これは、全く民間のグループであります。郡上市としてはここと連携をする、いわば市民協働の団体提案型の事業に取り入れて、この皆さんがやろうとしていることを精一杯応援をして、そして彼らのネットワークを通じて、そういう人材を郡上に向けていただく。そういう気持ちが生まれてくれば、しっかり郡上で受けさせていただくと、そういうふうな展開へ持っていくというふうにして思っております。

それから、もう一つは、交流移住推進協議会と今相談をさせていただいておりますけど、郡上に移り住んでいただくには、何かこのネタといえますか、その人たちの思いがあるわけですから、それは、いろんな要素があると思いますが、切り口の一つにこのテレワークを入れ込もうということで、交流移住推進協議会の移住相談の一つの切り口として、テレワークというものを立ち上げて、そして、そのテレワークについて、郡上に興味のある方の、いわゆる見学ツアーをやると。そして、我々が今提供しようとしているところを現に見ていただくと。そういうふうな形の中で、実際に来ていただくという気持ちを掘り起こしていきたいと。

先般も、実は市長からのお話もありまして、岐阜市に本拠を置かれまして、全国展開あるいは海外展開をされてみえます、非常に立派なIT産業の、郡上にかかわりのある、そこの経営者の方がおられますので、お会いをしてきました。その方も何とか郡上で、いわゆるスマートフォンのアプリの製作を、郡上で七人の侍を募ってやりたいというふうに言ってみえましたが、郡上の歴史文化とか自然とかっていうものが、この右脳にはいいし、楽しい生活をしてもらいながら、そしてそういう開発型のソフト型の産業が根づくということになれば人口の増、それから外資の導入ということにつながりますので、幾つかの産業振興の一つではありますけれども取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

(11番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、市長に質問をと思っております。しますが、市長公室長のほ

うから、大分答えていただいた部分もありますけれども、やはり今お話聞きますと、民間でそういったグループが立ち上がって、それを行政としても応援をしていくんやというようなことをお伺いをいたしました。

最初は、行政と民間が、そういったものをプロジェクトチームを立ち上げて進めてほしいと、将来を見据えたプロジェクトチームを立ち上げて進めてほしいというようなことを市長にお伺いをいたしたいというふうに思っていました。そうした形で民間の方が立ち上げていったグループに対して、行政としても積極的に取り組んでいくんだというような姿勢を、今、聞かさせていただきました。いわゆる、これだけの基盤があって、それを有効に活用していく。

また、施設についても公の施設の整備の事業化、そういった形でいろんな光ファイバーといいますか、つなぐものが引っ張ってきてあると。ちょっと手を加えれば、今の公の施設を有効活用できるというようなこともあると思うんですが、やはりそういった形でこの「テレワークのまち郡上」づくりということに関して、市長のお考えをお伺いをいたしたいというふうに思います。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ぜひ、こういう新しい仕事の仕方といいますか、そういうことによって、この郡上市という、非常に環境のいいところで住みながら、しかし、そういうIT、そういうものを活用しながら仕事を続けていくと、こういう生活スタイルというのは、一つの郡上市にとって、特に若い人の定住ということにとっては大切なことであるというふうに思います。

通信基盤施設は、物すごい容量の通信量容量を要するようなものという意味では必ずしも十分でない面もあるかもしれませんが、もう大概のことは、やはりこの郡上にお住みになりながら、ITを活用した、情報通信基盤を活用してできる仕事が多いというふうに思いますので、ぜひとも、先ほどから出ておる若い人たちの取り組みを、行政としても支援をしてみたいというふうに思っております。

そういう仕事をする能力を持った人材というものは必要であり、また、そういう人たちが仕事を確保するということが非常に大切であるというふうに思いますので、先ほど田中室長が話をしました、郡上ゆかりの情報通信の経営者なんかのお力もお借りしながらチャレンジをしてみたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。やはり、そういった基盤がしっかりあってという、今まで言われたように、必ずしも十分ではないかもしれませんが、でもそこでやれることはしっかりできていくということだと思いますし、やはり人口の減少にも歯どめをかけなければなりません。

新市建設計画で示された人口確保、努力目標の1,000人を確保するためにも、やはりそういった、よそから入ってきていただくとか、そういったことも含めながらやらないと、努力目標が書いただけで終わってしまうようなことにもなりかねませんので、そういった意味合いにおいても、やはり積極的に誘致活動を進めていただいて、あるものを、やはり今のことや公の施設の有効活用とか空き家対策にも、当然なろうかというふうに思いますので、積極的な取り組みをしていただくようお願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（武藤忠樹君） 以上で清水正照君の質問を終了いたします。

◇ 田 中 康 久 君

○副議長（武藤忠樹君） 続きまして、2番 田中康久君の質問を許可いたします。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 副議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。今回は、大きく2点について質問いたします。

1点目は人口減少について、もう一点目は、市長の市政運営のスローガンであります「ずっと郡上、もっと郡上」について、お伺いいたします。よろしく願いをいたします。

まず1点目の、現在の郡上市の急激な人口減少は、あらゆる郡上市の課題の基礎にあるもので、市民の皆さんの生活に大きく影響するものと思います。

また、2点目である「ずっと郡上、もっと郡上」は、昨年12月の議会において、市長に、「市民の皆さんと一緒に、わかりやすい官民一体となった目標は何か」という質問をさせていただいたときに、市長が答弁をいただいたスローガンでありまして、広報にも載っておりますし、また市役所の前の垂れ幕にも掲げて「ずっと郡上、もっと郡上」という垂れ幕が掲げておられまして、私は大変いいスローガンだなというふうに思っております。

このスローガンは、我々大人世代に対して、郡上で住む、郡上で暮らす、そういった幸せを磨いていくことであったり、郡上の地域の魅力を磨いていくということでもあり、また次世代の子どもたちに対して、ずっと郡上に住めるようにと、そういう次世代への願いとか誓いという言葉も込められておいて、そしたら、大変いいスローガンだなというふうに評価をいたしております。

そこで、今回、この2つの質問とも、1つの部署で対応できるような問題ではなくて、あらゆる部署、全部の部署でかかわっていく問題でありますので、個別の施策の是非というよりは、むしろ市長のそれを進めていくやり方について質問をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、1点目の質問をさせていただきます。

平成26年度の予算編成に当たって、市長はどのような指示を予算編成方針として与えられました

か。そして、それは平成25年度の予算編成とどう違いがあったか教えていただきたいというふうに思います。お願いします。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。予算編成というのは、市の政策形成をするためには、最も大切な作業の一つであるというふうに思っております。

それで、郡上市におきましては、大体いつも11月の初旬ぐらいに、その年度、翌年度の予算編成の基本方針についてというような市長命のこれから予算編成作業に当たる各部長宛てに文書を出します。

この中には、例えば今年度、平成26年度の予算編成方針についてというものにおきまして、どのような留意事項というか、こういう点に留意しながら政策を練ってくれというようなことを申し上げたかと言いますと、一つは、何遍も言っておりますように、いよいよ平成26年度から財政規模が少し縮小していくよと、こういう中で、政策を推進していかなければならないというようなことは申し上げました。

しかしながら、基本的な政策のあり方としては、私は市の総合計画の後期基本計画というものにずっと沿って政策を進めていくという基本的な態度をとっておりますので、その中で人口減少あるいは高齢化、そうしたことに対応する政策をぜひとも推進をしたいので考えてくれというようなことや、あるいはコミュニティーの維持とかそういうこと、あるいは雇用の促進とか、そういうようなもろもろの総合計画に掲げてあるような政策の柱に沿った施策を打ち出してもらいたいということを申し上げましたし、平成26年度の一つの特異事項としては、合併10周年という一つの節目にあるというようなことで、そのような留意事項も出しました。

そして、相対的にやはり、いつも行政改革の中でやっております、施策の評価ということをやっておりますので、いろいろな、随分何本もの施策があるんですが、そういうものが真に効果のある政策であるかどうかということ十分に吟味をして、予算要求をしてもらいたいと、こういうような通達といいますか、そういうものを出しました。

そういうことで、各部は予算要求案を出すわけでありまして、そして財務課の査定あるいは総務部長の査定、副市長の査定と進んでいくわけですが、一方で、私のほうで12月の13、16、18日と、この3日間ほどは各部の翌年度の重点施策ヒアリングというような形で、今各部のほうとしては、こんなことを考えているんだけどというような、来年度の施策の重点施策について、案の考え方を聞きながら、こちらのほうも気がついたことを注文をするというような政策のそういう練り方をしておるところでございます。

たとえ私のほうからも注文を幾つか出しまして、しかしながら、必ずしもいろいろな問題点、各部で検討をして、予算化には至らないものもたくさんあります。例えば、一例をいえば、鳥獣害対

策というような中で、シャープシューティングというような動物を一定の区画へ誘い込んで、集中的に駆除するというような、よそでやっているようなことが郡上でできないか検討してくれとか、そういうような話とか、いろんな私もそこらじゅうで見聞きした新しい政策というものが郡上市において展開できないかというようなことで、宿題を投げかけたりいたしておるところでございます。

それから、最後、年末年始の休みに入るときにも、これから年末年始の休みに入るけれども、予算要求作業は進んでいるけれども、何か各部長さん方、いい政策案があれば受け付けるので考えてくれというような指示も暮れの庁議でしたり、そういうことをしておるところでございます。

そういう、この翌年度の予算編成は、1年の中では最も、やはり私も自分自身もいろんな課題に対する対応策というものを探りながら、しかし、何ていいますか、職員の皆さんの中から、現場の仕事に携わっている皆さんの中からボトムアップで、あるいはミドルアップ・アンド・ダウンと言いますか、中間層からアップダウンで仕事が上がってくるようなそういうこと。必要に応じてはトップダウンというような、そういう幾つかの手法を混ぜながらやってきているところでございます。

したがって、第1問のお答えには、今申し上げたような多少の違いはあるかもしれませんが、郡上市が抱えている課題、状況そのもの変わらない以上、引き続き、普段から申し上げている政策について、推進できるよう指示をしたところでございます。

(2番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 平成25年と26年度の指示の違いは、基本的には合併10周年という部分だというようにお話でしたけれども、私は総合計画に基づいて予算編成をされるということは極めて当然のことだと思っておりますけれども、その上で市長がいろんな時代状況の変化だとか、議会とのやり取りだとか、特にこの部分を加速させたい、重点的に取り組みたいことだとか、そういった部分を予算編成の段階で指示をされることが重要だなというふうに私は感じておるんです。

例えば、私は市役所の職員を務めた経験がありませんのでわかりませんが、基本的に平成25年度と平成26年度の予算編成の方針が同じ方針であるよりは、市長がこの部分に関してはもっと力を入れろと、この部分に関して加速をしてほしいということを一言言うだけで、新しい政策だとか新しい取り組みとかが生まれてくるんだというふうに私は思うんですけれども、市長はどのようにお考えですか。

○副議長(武藤忠樹君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 基本的な政策については、余り方向はぶれないというつもりでおりますが、今お話がありましたように、いろいろと議会のほうからの提言とか、もちろん状況は刻々と変化をしておりますので、それに応じた私が気がつく限りの指示はしているつもりだし、それは必要だと思いますし、リーダーとしての、やはり役割であるというふうに思っております。

例えば一例を言いますと、今回、若者カフェというような施策を打ち出しましたが、あれは、田中議員がこの場において、もっと若者の言うことを市政に反映すべきだというようなことで、私のほうからも、ぜひ来年度はそれを盛り込んでくれというふうに指示をしたものであります。

また、実現はいたしませんでしたけれども、例えば下水道の接続率の向上のために何らかの助成制度ができないかと、それも検討しろというような指示もしましたが、いろいろと難しい問題もあって政策化はしておりませんが、そういうふうに幾つかの宿題を私も肩に背負っておりますので、そういうようなものについては、何とか政策化できないかというような指示は、そのときそのときの状況に応じてしておりますし、そのことが大事であるというふうに思っております。

政策の形成に当たって、私もできるだけ、他の自治体ではどんなことをやっておるのか、特に先進的と言われるような地域ではどんなことをやっておるのかというのは、常にアンテナを張りながら必要な指示はしているつもりであります。

(2番議員挙手)

○副議長（武藤忠樹君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 私が申し上げておるのは、今回の若者カフェのことも、また総合計画における構想の中で未来会議っていう部分をつくっていただきまして、郡上の若い人たちの意見を取り入れてくださるということに対しては大変ありがたいというふうには思っておるんですけども、私が申し上げておるのは、予算編成の一番最初の指示の段階ですよ。

その予算編成の一番最初の指示というのは、全職員の皆さんに、全部の全課署の全職員の皆さんに行き届く指示の段階で、どういう指示を出すことが大切なのかというような、今、質問をしておるんですけども、例えば市長とのやり取りの中で、議論の中で、市長がこういうことをしろとか、ああいうことを考えてほしいという部分というのは、要するに、ある程度方針ができた中での細かいことを最後詰めるようなことだというふうなイメージを私は思うんですけども、そうではなくて、例えば指示の仕方として、私が今回の予算編成に当たる合併10年を迎えて、これからの10年目を目指す中で、一番市長として大切な指示だと思うのは人口の問題だというふうに、私は考えます。

これは、昨年度の12月の議会のときに、先ほどの議論でも平成30年には4万人なる郡上の人口を4万1,000人にしたいということも、先ほどのやり取りでありましたけれども、12月の総務委員会のときにも、私もこの4万1,000人に対して質問をいたしました、市長に。そのときに市長が、郡上市の今の状況でこの4万1,000人、4万人から4万1,000人を目指すということはチャレンジングな、極めて挑戦であると、難しいチャレンジングな目標であるということをお話をいただきました。

そこで、私は、これから合併、今10年して、これから新たなステージに向かう10年後を見据えて、本市が今一番やるべき課題であり、市長が予算編成方針のときに指示すべき、特に重点的に指示すべきだったのが人口の問題だというふうに、私は思います。

先ほど、総合計画の趣旨のいろんな課題の中の並列として人口という部分も、多少人口減少に対してどのように対応するかということ述べられましたけども、私は、特に市長は予算編成に当たっては、人口増加策を考えてほしいということを特別に指示を出されるべきだったというふうには思うんですけども、市長はどのように思われますか。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まさに、おっしゃるとおりでして、私自身も市政の推進課題の中で人口問題、非常に大切であって、そのことのために必要なやれることは何でもやりたいというぐらい思っているところではありますが、先ほど申し上げました予算編成の基本方針の、表題はその総合計画の整合性をもって推進を図ることと、こう書いてございますが、そのすぐ次の項目のところ市政の掲げる人口の減少と高齢化への対応を考えるべきだということを、特筆して、そこで、最初のほうで書いております。

それで、そういうことで、やはり私は人口問題というのは、それに、なかなか各部局によって濃い薄いはあるかもしれませんが、人口対策というのは、非常に総合的なものでありますから、各部局に対して、この人口の減少と高齢化への対応というのは、まず最初に具体的に掲げている政策の一つでありますので、十分そのことは申し上げているつもりです。

（2番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） その市長の思いが、どこまで職員の皆さんの中に響いて、どういような施策が出てくるかということが、私は大切だと思うんですけども、例えば人口の問題だとしたら、商工観光部とか企画課、健康福祉部だけの問題ではないんですよね、総合的な取り組みですから。

例えば農林水産部が人口増加策に対して何ができるか、教育委員会が人口増加策に対して何ができるか、いろんな全部の部署がそれを意識して、全部の職員さんがそれを意識して、じゃ自分はそのことについて考えて、人口増加策について考えて、それを上にどうやって上げていこうかと、そういうような意識を持たせていただくことが市長として必要だと思うんですけども、それは十分にやられていますか。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） そのことについては、いろいろと出てきた政策、そういうものから判断して、まだまだ十分ではないというふうに思っております。

（2番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） 私もそのように判断をいたしまして、この質問をさせていただいております。

ですので、ぜひ来年度の予算編成に当たっては、各部署、各課、全職員の皆さんがそれに対して、

どのようなことができるかということを実際に考えていただくように、今でも実際に考えていただいていると思いますが、それが、ぜひ形にあらわれるように指示を出していただきたいというふうに思います。

さらには、人口目標というものは、先ほどから議論しておりますように、各部署、全部署が共通する目標ですので、これをどうやって達成していくかということは、総合的で連帯のとれた取り組みが必要だというふうに思います。

1,000人の人口増加という部分っていうのは、大変難しいチャレンジングな課題だと私も思っております。今の人口減少の状態を、なぜ人口は減少しているかという部分の、科学的な検証という部分の共通化ですね。市の部署全員における共通化と、例えば出生率のアプローチをされているのは、恐らく中心となっているのは健康福祉部だと思いますし、例えば出会いや結婚のアプローチをされているのは市長公室、移住のアプローチをされているのも市長公室だと思いますけども、そういった情報という部分がしっかり皆さん共有化できて、要するに資源は有限ですので、政策的な資源は予算が有限ですから、それを何にどのように投入していくことが、今の郡上にとって一番大切なのかということを実際に取り組んでいく、そういった体制づくりが必要だと思うんですけども、その点について、市長の戦略なり構想なり、体制づくりについて、どのようなお考えか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この人口問題については、再々申し上げているように、私の頭の中には一つの政策体系が、一応思い描いているつもりであります。

お話のように、自然動態に対してどのように対応していくか、社会動態に対してどのように対応していくかということでもありますので、できるだけたくさん健康な赤ちゃんをとということと、できるだけ市民が健康で長生きをすることと、この2つが自然動態に対する対応でありますし、それから社会動態については、できるだけたくさんの方が、やはり郡上市へ帰ってきていただくというか、あるいは来ていただくというか、そういう形で転入者と転出者との差を縮めていくという施策をとっていかねばいけないということで、そういう施策をそれぞれにやっているつもりであります。

全庁的にそういう意識が弱いとすれば、それについては、やはり全庁的な対策本部体制なり、何なりをとって、きちっとしていかなければならないかなというふうに思っております。

きょう、たまたま出ました新聞に、昨年10月1日現在、10月1日から翌9月30日までというサイクルでの人口動態統計調査というのが、岐阜県のほうから昨年の10月1日現在での統計が出ました。

その中で、岐阜県全体としては、24年のその1年間と25年の1年間で、前の24年の年が8,393人、

岐阜県全体で減少したのに対して、25年は1万1,654人という大変大きな減少が、岐阜県全体であったという発表がありましたが、郡上市について見てみますと、実は24年1年間と25年1年間で減少数が約100人縮まったということでございます。

その中身を見てもみますと、自然動態はほぼ一緒ですけれども、転入転出超過が約100人ほど縮まっております。そういうことが、やはり一つの郡上市の人口減を、前年が24年が559人減少だったのが、25年は458人ということで、ちょうど101人減ってます。

やはり、人口対策というのは、今申し上げましたように、そういう何とかやはり社会動態というものを、少しでもその差を縮めていく努力ですね。それと自然動態の、やはりたくさん赤ちゃんをとということ、それから、できるだけ元気で長生きするというこの施策、これを進めていくということでもありますので、お説のように、まだ取り組みが全庁的に薄いとすれば、そうしたきっちりした体制をとって推進をしてみたいというふうに思います。

(2番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 来年度の予算編成の段階において、そのような、先ほど言ったような指示を出していただきたいと思えますし、特に、また対策本部なり、何なりをつくっていただいて、それをしっかりプロジェクトとして進められる、そういった体制をつくっていただくよう、再度お願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、大きく2点目の質問であります。

「ずっと郡上、もっと郡上」についてであります。

先ほども冒頭に申し上げましたけども、私はこの「ずっと郡上、もっと郡上」というのは大変いいスローガンだなというふうに、私は思っております。郡上に生きて、郡上に住んで、郡上に暮らして、そういった郡上なりの幸せとか、郡上なりのよさをしっかり市民の皆さんに見つめ直していただいて、また市としてもそれをしっかり磨いていくんだという試みでありますし、ずっとこの郡上が暮らし続ける、そういうような町を目指すというような誓いでもありますので、私は大変いい取り組みだなというふうには思っております。

そこで、この「ずっと郡上、もっと郡上」というスローガンが、先ほどの人口目標と同じように全庁的に行き届いているのかと、そういうような指示を市長が出されているのかについて、お聞かせ願いたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○副議長(武藤忠樹君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 先ほども話がございましたように、この「ずっと郡上、もっと郡上」というスローガンは、暮れの12月9日の議会、この場において、もう少し市民等にわかりやすい、共有しやすいスローガンとか目標はないのかと、こういうふうに問われたので、私が感じていることをそ

の言葉にあらわせば「ずっと郡上、もっと郡上」だというふうに申し上げたところです。

この「ずっと郡上」というのは、今も御指摘があったように、これまで私は2期目に出るときに「次代へつなごう！！ふるさと郡上の元気創造」ということを言うておりました。

この「次代へつなごう」という、その持続可能性ということの意味を「ずっと」という言葉に込めたつもりですし、そして、「ふるさと郡上の元気創造」と単にあるものを引き継ぐだけでなしに、やはりチャレンジをしながら創造をしていこうという気持ちを「もっと郡上」というふうにあらわしたつもりでございます。

したがって、言ってることはずっと同じでございますので、事を荒立てて、この「ずっと郡上、もっと郡上」ということのために何をしろということ、その12月議会の後に言ったことはございません。私とすれば、前々から言っていることを一言で言いあらわせば、そういうことだということ、先ほど、その基本方針で示したことに尽きているというふうに思いましたので、事を改めて言うことはありませんでしたが、職員の皆さんは、その点については理解をしてくれているというふうに思います。

(2番議員挙手)

○副議長(武藤忠樹君) 田中康久君。

○2番(田中康久君) 市長は大変頭脳明晰な方なので関係ないかもしれませんが、私など凡人は、例えば言葉——ボキャブラリーによって考えるわけです。言葉があるから思考ができるわけです。新しく「ずっと郡上、もっと郡上」というのは、新しい言葉ができて、その観点から、なら改めてちょっと考えてみるかとか、改めて施策を見つめ直してみるかっていう部分で、また新たな考え方が生まれたり、新たな創造が生まれてくるというのが通常の考え方というふうに思うので、その点を踏まえていただきたいというふうに思います。

ただ、この「ずっと郡上、もっと郡上」のスローガンにつきましては、私は今年度の市長の施政方針、来年度に向けての施政方針の中で、「水」と「木」だということを中心とした予算をつくったというような、市長が施政方針の中でお話がございまして、それはまさに郡上らしい、「ずっと郡上、もっと郡上」らしい施策だなということで、大変評価をしておるんですけども、この「水」と「木」を具体的に言いますと、「水」というのは小水力の発電ですよね、石徹白を中心とした小水力発電、また「木」、木というのは、今回だと明宝の湯星館の木質バイオマスの木質ボイラー化ということで、「水」と「木」ということを指しておるというふうに思うんですけども、このような再生可能エネルギー、自然エネルギーというのは、まさに郡上らしい、郡上が今後取り組んでいかななくてはいけない施策だというふうに、私は思っておりますし、また「ずっと郡上」という観点でも、子どもたちに郡上らしいすばらしい環境を残していくという意味でも、大変重要なものだなというふうに、私は思っておりますけども、そこで、こういった自然エネルギー、再生エネ

ギーという郡上らしい取り組みを、さらに今後進めていくためには、私はそのエネルギーの郡上市内における自給率というか、エネルギーの自給率の数値目標というのをしっかり定めて、それに向かって取り組んでいくということが必要だというふうに思っております。

例えば、今回の湯星館では、湯星館はたまたまボイラーの更新時期が来て、コストなどいろいろ計算したときに木のほうがよかったと。それで、さらには郡上の木をしっかりと使っていこうというものがあると思うんですけども、さらには、ほかの地域も、ほかの温泉に関しても、そういうような時期ができれば、今回の湯星館を参考にして考えていきたいというようなお話をされましたけども、そういった取り組みを推進していく上でも、自然エネルギー、小水力のほうをさらに広めていくためにも、数値目標をつくって取り組んでいくということが大切だというふうに思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（武藤忠樹君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。3月号のある月刊誌にたびたび出てまいります北海道の下川町の記事が出ておまして、その中で安斎町長さんが、「下川町は近いうちに木質バイオマスで、ほぼ町のエネルギーが自給できる」とこういう高らかにそういうことをおっしゃっておられました。すごいことだなというふうに思おまして、その記事をこの間庁議で、全庁議のメンバーに配ったところですけども、でき得べくば、そのような形で、やはり一定の目標を掲げて進みたいというふうには思っております。

郡上市においても、小水力発電については、今回出しましたように石徹白等で取り組みが始まっておりますが、そういうものについて、今後、新年度には、さらに郡上において、小水力の発電がどの程度可能適地があるとか、そういうことを検証しながら進めていきたいというふうには思っておりますし、木質の燃料のそういうボイラー、木質ボイラー等についても、やはり一つの先見的な取り組みとして、明宝の湯星館を取り組みながら、「これがいけるぞ」というようなことになれば、さらに次の政策を考えていくというようなことで進めたいというふうに思っております。今の段階で高らかに目標率を掲げるというのは、ちょっとまだ早いと思っておりますので、もう少し時間をいただきながら考えてまいりたいというふうに思っております。

下川町、3,500人の町と4万5,000人ほどの郡上市とはかなり規模が違いますので、なかなか一概にエネルギーの自給とか、そういうようなことを掲げるのはなかなか困難ですけれども、例えば、どの程度はやってみたいかと、やろうかというような取り組みの目標というものは、一定のその先行的な取り組みを検証しながら、今後考えてまいりたいというふうに思います。

（2番議員挙手）

○副議長（武藤忠樹君） 田中康久君。

○2番（田中康久君） これは、環境省出身の千葉大学の先生が全国のエネルギー自給率の市町村の

データを調べられて、これ古いデータで恐縮ですけど、2008年の段階で、エネルギー自給率100%を上回る市町村が50市町村あるというようなデータも出ております。

いずれにせよ100%が何%なのかということは、また数値を出されたときにいろんな議論をさせていただきたいというふうに思いますが、いずれにせよ数値目標を定めてやっていただけるということです、大変市長の答弁に評価をしながら、これで質問を終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（武藤忠樹君） 以上で田中康久君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分を予定いたします。

(午後 2時10分)

○議長（清水敏夫君） 議長を交代しましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時24分)

◇ 鷺 見 馨 君

○議長（清水敏夫君） 7番 鷺見馨君の質問を許可いたします。

7番 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。きょうは4点ばかり大きく分けて質問いたしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

既に、前の2番議員からもいろいろ市政につきまして質問がありましたので、そのほか視点を交えて、御答弁いただければありがたいと思ひます。

最初には、新年度予算の最重要方針についてでございます。

御承知のとおり、合併10年後の長期展望、将来動向あるいは見通しについてのお伺ひでございます。

さて、合併10年が経過し、施政方針の中でも平成26年度を次なる10年に向けて第一歩を踏み出す年度として表現されておりますとおり、今後の都市と地方の交流、共存・共栄、グローバル国際社会の中での産業・観光の振興、福祉社会、教育推進など、あるいは新エネルギーの利用推進、市民参加のまちづくりの対応など、さらに重要な時代に向かおうかと思われております。

御案内のとおり、財源の確保、行財政改革、地方交付税の順次削減など、大きな課題もたくさんあるところでございます。

そこで、市民の方々は、それらを期待して、大きな夢も描いてみえると思います。どうか、明るい将来に向けた事業展開を図れるような方策を期待をいたしていますが、来年度の最も重要、特色のある政策、取り組みについての市長さんの御説明方針をまずお伺いをしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、先ほど田中議員のほうからも御質問がありましたように、郡上市にとって、今非常に大切なことは、この少子高齢化の進んでいく郡上を、どうやって住みやすい、そして持続可能な町にしていくかということだろうと思います。

そういうことで、先ほど来話がありましたように、でき得る限り郡上の地域資源を活用しながら、生かしながら、みんなが安心して暮らせるような地域社会をつくっていききたいと、そういう思いで予算編成をしたつもりでございます。

財政的なフレームといたしましては、何遍も申し上げておりますように、これから一般財源、特に交付税財源の漸減段階に入っていきますので、それに対応しながら、かつまた財政硬直化しないように、市債の通常債の起債枠20億円というようなものを守りながら予算編成をしたところでございます。

郡上らしい持続可能な地域社会を目指してという政策のもとでは、小水力発電あるいは木質燃料によるボイラーの湯屋館への導入と、こういったことで一つの新しいエネルギー時代への実験的な取り組みを進めていきたいというふうに思っているところであります。

それから、安全ということが何より大切でありますので、今進めております大和中学校の改築を初めとして、ことしは、非常にたくさんの数の小学校の耐震化というようなものにも取り組むことにいたしました。これ、新年度ですね。

それから、また市民の皆さんの災害時における安全を確保するということでは、自治会の集会所の耐震化というようなものにも90%補助というような補助制度を設けて、これから取り組んでいくことといたしているところでございます。

また、懸案でございました、今、土砂警戒の特別警戒区域の中へ入りました和良振興事務所の庁舎を消防自動車の車庫と兼ねて新しく木造でつくるというような取り組みもさせていただこうといたしておるところでございます。

また、これも合併以来の懸案となっておりますが、市内の斎場の問題です。こういうものもこれからの将来を見越しながら、北部の拠点的な斎場施設の整備を重点に置いた計画を立てて、その建設にこれから取り組んで、次年度以降取り組んでいこうというふうにといたしているところでございます。

また、子育ての支援等については、引き続き子育て応援事業種々のものやっけてまいりたいと思ひますが、新年度、新しく子育ての経験のある方に、その支援を必要としている家庭を訪問していただくような事業であるとか、あるいは子育ての支援ブックというようなものを配布をするといったようなきめ細かい事業も進めていこうというふうに考えております。

それから、やはり、これから新しい10年を、次の10年を迎えていくに当たりまして、私は一番やりたいと思っておりますのは、これはなかなか財政の問題もありますけれども、その「もっと郡上」という部面での、やはり郡上の薫り高い文化というものを、やはり施策を進めていくことではないかというふうに思っております、さきに国から認定を受けました歴史まちづくり事業あるいは重伝建のそういう町家の整備事業であるとか、あるいは郡上市史の編さん事業の本格化であるとか、あるいは文化施設、歴史的な価値の高い資料や美術工芸品等のこれから収蔵展示の施設等を、郡上市としてどうあったらいいかというような取り組みも進めていきたいと、そういうような形で、今後の、やはり全国に誇れる郡上市づくりのための文化施策、そういうようなものの取り組みも進めていくということで予算化をしたところでございます。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) どうもありがとうございました。大変前向きな御答弁でございますが、なかなか環境的な厳しさもございませうけども、今言われましたように、自然環境とか文化伝統、そうしたものも生かしながら、どうか青少年に夢と希望を与えるような行政の運営をして、総合行政ができるような方向で、ひとつお進めいただくことを御期待を申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、2点目になりまして、実は、これは希望のある題材の一つでございますが、長良川木材事業の協同組合の政策について伺ひます。

3点ばかお尋ねをしたいと思ひます。

長良川木材事業協同組合の大型製材工場の安定推進稼働に向けて、原木供給のための施業ほかの集約化、林道などの環境整備、関係団体との協調、協力、共存等についての市のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

2点目は、大型製材工場の稼働することにより、木材生産林での森林資源の活用をめどがついたときに、木材生産に向かない森林の管理や活用、それらについての市のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

3つ目が、3月1日の合併記念講演の中で、藻谷さんから「郡上市なら将来的に木質バイオマスエネルギー自給ができる」と伺った。森林資源のエネルギー利用に期待しており、製材業態に向かない森林資材活用方針についての市の将来の考えをお伺ひしたいと思ひます。

3点につきまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（清水敏夫君） 3点について、順次答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 3つの御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、長良川木材事業協同組合の大型製材工場の稼働に向けての原木供給等々の御質問でございます。

大型製材工場の安定稼働には、原木の安定供給というのは必ず必要になってまいりまして、これは最重要問題だというふうに思っております。そのためには、当面4つの取り組みが必要であるというふうに思っております。

1つ目は施業地の確保でございます。それから、2つ目は生産基盤の整備、それから、3つ目には労務者の確保、4つ目には労務者の技術力の向上といったことがあると思ひます。

これにつきましては、この4つのことにつきまして、それぞれ市で行うべきこと、あるいは素材生産事業体であります森林組合等に指導、あるいは、そこで御努力をいただきまして、労務者等も確保していただくということもありますし、また、技術力を向上するために、それぞれの研修に市としても支援をしていくといったことがございますので、そういったことも現在既に取り組んでおりまして、そういったことも進めていきたいなというふうにおもっております。

それから、2番目の御質問でございますけれども、木材生産に向かない森林の管理や活用施策について、市はどうするんだということでございますけれども、これにつきましては、郡上市でも、岐阜県森林づくり基本計画の定める基準に準じて、森林資源の循環利用に向かない地域を環境保全林、水土保全林と位置づけまして、林道等の路網から遠いなど、施業条件の悪い地域の人工林の整理伐とか、林相転換を目的とした天然更新等による森林管理を進めております。環境保全林としては、集落周辺の森林、いわゆる里山林が該当になると思ひますし、水土保全林としましては、水源地域等の奥山林が想定されるところでございます。

里山林につきましては、環境保全的な面、野生動物の隠れ家をなくすという面、あるいはまた森林散策などの空間利用をするという面があると思ひますけれども、市としては、これまでも市単の小規模森林整備事業といった事業とか、あるいは里山モデル事業等で、また森林環境税を利用して里山林の整備等をしてまいりました。

さらに、本年度から国の補助事業といたしまして、森林山村多面的機能発揮対策事業といった事業が創設されまして、これでもって里山林等を整備できるわけでございますが、こういった事業を有効に活用していきたいというふうにおもっております。

また、水源地域等の奥山林では、人工林の水源涵養機能が著しく低下していると認められる箇所

につきましては、森林環境税を活用いたしまして、整理伐を目的といたしました切り捨て間伐を進めているところでございます。

今後、人工林として、生林が認めない森林については、広葉樹等への林相転換も実施していきたいというふうに考えております。来年度は、民間事業者と協力して、郡上市に合った林相転換と技術の確立を目指してモデル的な試験地を整備する予定でございます。

そして、もう一つ、3点目でございますが、自然エネルギーの関係でございます。

これにつきまして、森林資源の活用方針について市の考え方を伺いたいという御質問だったというふうに思いますけれども、まず、製材用材、合板用材に向かない、これまで未利用だった森林資源の利用といいますのは、大規模な施設整備を必要としない地域の実情に合わせた熱利用を中心に進めていきたいというふうに考えております。

小さなことではございますけれども、市では平成23年度から家庭用のまきストーブに対して補助をしております。これで一般家庭での熱利用を進めておるところでございます。

また、平成24年度から木の駅プロジェクトと申しまして、山から木を出してきまして、それを団体でやるわけですが、この出してきた未利用材を木質バイオマスの燃料として販売するといった事業を行っておりますけれども、今年度は3団体で230トンの材を出してまいりました。来年度は4団体が取り組む予定というふうにしております。

また、市内でまきを生産販売する組織もふえつつありまして、平成25年度は10社がこういったことをしておるといった状況でございます。

それからもう一つ、先ほど来からお話がございますが、明宝温泉湯星館のボイラーを木質バイオマスにしたいということで、来年度予算にも計上させていただいておるところでございます。

これも、先ほど来から言われておりますように、今後、状況を検証いたしながら、ほかの公共施設の利用についても研究・検討をしていきたいというふうに考えております。

以上のような取り組みを総合的に進めることで、市内の未利用材の熱利用を進めていきたいというふうに思っております。

また、木材の生産量が一層増産されまして十分な燃料用の原木が出てきたということになりますと、そういった時点では、またバイオマス発電といったことも検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございます。大変、この企業が来るということは、大きな期待ではございますけれども、今の林業行政からいうとなかなか厳しいものもあるんじゃないかと、そ

んな予想もされます。特に、コスト面とか、そういうような体制的なことを、相当これは国や県、市が応援をしないと難しい点も出るんじゃないかという予想もします。

しかし、先般の起工式にも、向こうの経営者も大変張り切って期待をされていますので、どうか各関連企業と、あるいは周辺の森林行政の方面とも協力し合いながら、ぜひ成功裏に終わるように頑張っていたきたいと、そんなことをお願いしながら、この質問を終わりたいと思います。

3点目でございますが、実は、かねがね検討・研究されておりましたが、人間国宝の宗廣力三氏の作品の重要文化財の保存、美術館の建設についてのお尋ねでございます。ちょっとパネルがありましたら、申しわけない。宗廣力三さん、人間国宝さんのちょっと経歴を、御紹介を、御了解をいただきまして、させていただきまして、それから質問に入りたいかと思えます。

宗廣力三氏は、御案内とは思いますが、もう人間国宝になりましてから30年もたちましたので、市民の方々にも大分記憶に印象が薄れておるんじゃないかということから、せっかくの尊い方でございますので、御紹介を申し上げながら次の段階に行きたいと思えます。

氏は大正3年に、現在の郡上八幡町初音に生まれ、県立郡上農林学校を卒業、昭和10年から郡上青少年の修練道場の凌霜塾の設立にかかわり、主事として指導に当たる。終戦の翌年より、満州郡上村からの引き揚げが始まると、白鳥町的那留ヶ野大平開拓農場を開くに手伝うと。その後、京都市染色試験場長の浅井修吉氏のもとで修行され、27年、郡上に古くから伝わるつむぎを改良したつむぎ織り物に志し大平開拓農場内に郷土芸術研究所を開設、本格的に研究製作に入りました。昭和30年、全国農産工業輸出振興展示会で手織り草木染のネクタイなどが、横浜貿易協会長を受賞されました。この年の秋、京都に陶芸家河井寛次郎氏を訪ね、「郡上紬」を見せる。33年に初音に工房を移築し、郡上工芸研究所と改名、40年、日本伝統工芸展に初入選、43年、現在の宗廣力三宅を下呂市萩原町から移築し、郡上染め織り資料館を開設と。55年に神奈川県南足利市に工芸研究所を開設を移住する。57年に国の重要無形文化財と。「紬縞緋織り」の技術保存者、人間国宝に認定され、紫綬褒章を授与されると。そして、平成元年に死去をされるというような経歴の持ち主でございます。

そこで、ちょっとお尋ねを申し上げますが、「郡上紬」は郡上八幡出身の故宗廣力三氏が郷土の素朴な地織りを再現、産業化し、さらに研究と開発を続けて工芸品と高めた織物であります。昭和57年に国の重要文化財に「紬縞織り」、「緋織り」とも指定され、力三氏はその技術保持者として人間国宝に認定された方である。

現在は、長男の陽助氏が力三氏の心と技を受け継ぎ、「郡上紬」の製作者として活躍される一方、力三氏の作品と、それらに付随する一連の資財を大切に守っておられると。作品については、これまでも市内外の美術館などに展示、これを高く評価を得ているところであります。

市内には、一連の作品や資財を一括して保存・活用する施設が十分でないため、消失、散逸など

が危惧される。近年は、文化財を取り巻く全国的傾向として盗難、紛失、劣化等による損失も数多く発生しているが、宗廣力三氏の作品等についても郷土にゆかりの作品、貴重な美術品を散逸されないために、展示収蔵施設を設置して保存活用を図り、郡上の文化的威力を発信し、周囲にこれを認識、氏の誇りとして守ったらどうか。

この宗廣力三氏の美術館の建設、作品などの保存活用について、市としてはどのように考えておられるのか、お尋ねをまずしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘がありましたように、宗廣力三さん、大正3年の4月25日生まれと伺っておりますので、この4月に生誕満100年ということになるわけでございます。そんな折柄、こういう話題が出てくるのも何かのお引き合わせかというふうに思いますけども、前々からこの人間国宝宗廣力三さんの「郡上紬」、こうしたものをどう郷土の宝として、後世に伝えていくかというようなことは課題でありまして、私も教育長とかねがねいろんな相談をしておったところでございます。

また、たまたまことしに入りましてから、地元の方々を中心にして、何とか考えてほしいというような話もございましたし、かねがね教育長は、力三氏の御子息である陽助さんといろいろとそのお気持ちをお聞きをしたり、いろんなことで、今後どうするかということを検討してくれてたわけでございます。

そのようなことで、私も基本的には非常に郡上にとって大切なものであると思いますし、単にその「郡上紬」というものが芸術的にすばらしいということだけでなしに、私も宗廣力三さんの「郡上紬に生きる」という自伝めいた本をお借りをしまして、これは昭和62年に出たものでありますけれども、読ませていただいて、その一生というものを振り返らせていただいたら、本当にすごい生き方をされた方だなというふうに感銘を受けているところでありまして、何とかしたいという思いは非常に強く持っております。

そういうことで、地元の方もいろいろお話がございしますが、ともかく、いろんな収蔵・展示というようなことについては、後々の管理運営ということも考えますと、いろんな考え方ができるのではないかというふうに思いますので、私ども市としては、今回教育委員会のほうに、まずとっかかりの予算を組ませていただきましたが、検討をとにかく始めていくということでないかというふうに思っております。

また、今回は、あわせてちょうど時を前後して、郡上市に残るいろんな貴重な歴史資料ですね、主として古文書類と言ってもいいかもしれませんが、そういうものの散逸を防ぐためにも、そういうものの収蔵や展示や、あるいはそういうものの研究機能を持った、そういうものが必要なのでは

ないかというようなお申し入れもいただいております。

したがいまして、そういうことを含めて、いろいろと今後の対応ということについて、基本的な検討からまず第一歩を始めたいというふうに思います。財政的な問題もございますし、先ほど申し上げましたように、それがたくさんの方々を訪れていただけて活用していただけるというか、利用していただけるという面からもどうしたらいいかという問題もございます。

市のほうでも、いろんな、これから施設の転用・利用というような問題も出てくるだろうと思いますので、さまざまなことを考えながら、関係者のお知恵を糾合していきたいというふうに思っております。

私も先日、このことにつきましては、岐阜県美術館の館長さんを訪問しまして、ついでの用事があったんですけども、そこで、やはりいろいろと、あちらのほうにも非常に大変、この「郡上紬」に詳しい学芸員の方もいらっしゃいますので、そういった方々のお話も聞いてきて、今後いろいろと御助言等もいただくような話をしてまいりました。

いずれにしましても、新年度、まずは基本的なことから、いろいろと教育委員会のほうで関連の組織を立ち上げて、検討していってほしいというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷲見馨君。

○7番(鷲見 馨君) ありがとうございます。御案内のように、この事業につきましては、なかなか簡単なものではなからうと思いますし、今までも恐らくいろいろまで議論があったかと思えます。私もちょっとちゅうちよいたしておりましたけども、まず地元からも要望があったり、研究をしてみると、市も前向きに勘考してみるということもちょっと聞きましたので、できますればよく相談しながら、どういう方面に活用したらいいか、これは重要ではありながらも、今言われましたように、維持・管理から将来の検討は難しからうと思いますが、まず、とりあえずよく検討していただくようお願いを申し上げながらいきたいと思いますが、よろしく願います。

また、御案内のように関連して、郡上にはそうした伝統的な文化施設もございまして、非常に人口も減少したりして、保存研究が難しくなるというような課題もあろうかと思えます。含めて、総合的に検討願えればありがたいと、そういうきっかけにいただければと願っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、3点目は終わります。

4点目でございますが、これはちょっと何ですが、少子高齢財政厳しい中、都市・地方・海外との協調、共生事業の強化推進についてのお尋ねでございます。

社会のグローバル情報化、幸福感、人生観の変化の動向が、最近特に目立っております、なかなか集団化とか社会待遇は難しいんじゃないかと思っています。

アベノミクス効果によって、郡上では景気の上向きが多少見られるようになりましたかと思いません。2020年には東京オリンピックが開催されることもあり、資本投資も見受けられる中、その恩恵を地方、郡上にももうちょっと努力しながら持ってこれまいかというようなことも期待をされております。

東京、中京圏からの移住定住を促進、若者も含め、広い年齢層で情報交流や知識や地域づくりのエリアにもネットワークがあろうかと思われまます。

近年までは、所得の増加や生産環境の向上が幸福感につながるような意識が非常に強くありますけれども、例のブータン国のように、お金や物品の価値観だけでなく、豊かな心や人生を過ごすというような、意識の幸福感というような、人生観の増勢もこれまた一面必要じゃないかと思っています。

幸い郡上には、豊かな自然や伝統文化、芸能があり、素朴らしい環境を最優先し、ほかにない安全・安心な幸福感を感じられるような、そうした社会活動や人生の見方も示唆してもらうような指導、教育もできまいかと願っておりますが、その辺につきまして、感触、感想がありましたら、お尋ねをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、都市部との交流でありますとか、あるいは郡上のこのすばらしい自然、歴史文化を生かした、幸福感を感じられるような生活というふうなことでございましたけれども、やはり、そうした郡上の魅力を、一方で郡上の活力へ向けまして、都市部の皆様に、やっぱり大勢来ていただくという取り組みを、全体として取り組みをしているところであります。

とりわけ交流移住推進協議会では、先ほど中京圏という御指摘がありましたが、やはり一番近くて、最寄りで、しかも本当に実数として多くお越しをいただいている中京圏のターゲットというものにつきましては大事にしておるところでございまして、交流移住推進協議会の活動におきましても、その中京圏に対して非常に密度の濃い取り組みをさせていただいております。

平成20年にこの協議会を立ち上げて、さまざまな業種の方、また不動産を実際扱ってみえる業界の方も入っていただきながら、ぜひ郡上にお越しいただく環境づくりとお世話をしていこうという取り組みであります。ことしの取り組みにつきましては、これまでに131件の移住相談を受けて、お相手をさせていただいております。このうち73件が中京圏からの御相談ということで、まことに御指摘のとおり、中京圏が非常に多いということございまして、実績としましては、16組26名の方が、ここの手配、この交流移住推進協議会のいろいろなお手引きの中で、今年度、実際に郡上市に移り住んでいただけたと。

そして、そこでは、やはり皆さんが郡上のこの歴史あるいは文化、そして、特に自然環境のすば

らしいところを感じられて過ごしてみえることと、また一方では、そういう皆さんが新しい郡上における、石徹白における子育て移住、それが水力発電になったり、新しい農産物の開発になったりということで、また、そういう移住者が、より郡上の持つ特性を生かした取り組みをしていってくださるなどということでございます。

が、そういう皆さんの周辺には、NPOの地元の力強い地域づくりのグループがありまして、そこが力を出し合い、そして連携し合って、また支え合っていてくださるといふふうなところを感じております。

また、東京のほうにつきましても、東京郡上人会というものを大都市圏とのネットワークづくりということで立ち上げてまいりまして、昨年度、「ふるさと郡上を語る会」というものを開催をいたしましたし、ことしも昨年度に引き続きまして、会員の獲得でありますとか、さらに大勢の皆さんとともに、「郡上おどり in 青山」の際には交流会を開き、また、郡上のもみじのきれいなときに郡上にお越しをいただいて、そして、「ふるさと田んぼツアー」というものを企画をしていきたいと思っております。

これも行く行くは、現在の交流を深めていただくことはもちろんですけども、行く行くまたUターンをしていただくとか、あるいはいろいろな会社、企業の活動をこちらに目を向けていただくと、あるいはふるさと寄附での応援をしていただくと、さまざまなそうしたことを願いながら、郡上のよさを味わっていただくというふうな取り組みをしております。

また、もう一方では、地元の市民の皆さんに対しましては、例えば郡上学を初め、あるいは郡上ふるさと考現学、さまざまな郡上のいいところをみんなで味わう、確かめ合う、そして学び合う、そして伝えていこうと。こういうふうな講座を非常に多くつくっております、教育委員会も学びネット郡上ということで、各戸配布のプログラムを配布したり、あるいは公民館活動でもさまざまな場面でやっていただいておりますけれども、そんなようなことで、地元の魅力ある特徴を生かした地域づくりと、そして交流ということを通じて、皆が幸福を感じて、そして生きていけるような郡上づくりと、そして活力のある、力のある郡上づくりということに向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

ちなみに、今回の広報で発表させていただきますけれども、宝島社が発行する田舎暮らしの本によりますと、もう、このとこ何度も郡上が出ておりまして、こうしたお迎えを、お世話をするとこころでは1番、それから、全体の、いわゆる住みたい田舎ベストランキングにつきましても、全国137自治体の中で5位ということで、上位にランクされておるといふことでございます。

ぜひ、頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） いろいろ鋭意努力はされておるところでございますけれども、経済や財政、生活が楽になりゃ幸せじゃというような一方的な考え方も、あるいはあろうかと思えますけども、そればかりでなしに、やっぱり心の豊かさとか地域の安全・安心とか、そういうような市民の身にも十分感謝できるような指導をしてもらえらるなら、郡上を愛する市民をたくさんつくっていただきますことを、心から御期待を申し上げまして、私の質問を終わります。終わり。

○議長（清水敏夫君） 以上で鷺見馨君の質問を終了いたします。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 15番、渡辺です。

それでは、議長より許可いただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております――

――今回は1点だけ、地域企業と地域での雇用ということにつきまして、御質問させていただきますが、先ほど来障害者雇用とか、また、その後には4番議員のほうからも雇用問題と、もう一点は居住というようなことも出ておりましたけれども、私は、特に今回のこの質問に関しては、企業と雇用ということで質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初になんですが、ことしはまだ3月ということできちんとしたその結果も出ておるわけはございませんので、ここ二、三年といいますか、そんなところの新卒者の動向ということで現状をお伺いしたいと思いますけれども、進学、就職にと、多くの若者がそれぞれの道へと夢を抱いて歩み出されておるところでございますが、地元に残って、そして生活、就職される方、また親元を離れて新たな生活へと踏み出されておる方、いろいろあると思っておりますが、そこで、この郡上市のここ数年間の現状、新卒者の就労状況はどのような状況なのか、お伺いをしたいと思います。

それには、やはり地元の企業で就職される方も、また逆に、自営業で自分のところの仕事を継がれる方とか、いろいろあると思っておりますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） そうしましたら、過去数年間、二、三年間の新卒者の動向と現在の就労状況、特に若者ということで御質問をいただいております。

まず、中学生でございます。これにつきましては、ハローワークからの聞き取りによりますが、

過去2年間、ここ2年間は、特に対象はございませんでした。ことしは1名対象者があったということで、現在その方は市内外の数社の企業から就職先を選定されておられるという状況でございます、まだ決定ではないようであります。

それから、次に高校はということでございますが、市内の高等学校の新卒者しかデータとしてはつかんでおりませんが、過去3年間の内定者数、これはハローワークのほうで市内高校生内定者調査というものがございまして、そこで今つかんでおる数字でございます。市内高校生と申しますのは、郡上高校生、郡上北高生、郡上特別支援学校生というものでございます。

順番に申し上げますと、平成23年度は110名の就職がございまして、うち市内が58名、県内が28名、県外が24名というものでございます。

また、翌年24年度は100名ございまして、市内が56名、県内が22名、県外が22名と。

それから、平成25年度の現在の内定でございます。94名ということで、市内が52名、県内23名、県外19名となっております。

これを率数に直しますと、市内への就職率については、23年度は52.7%、24年度は56.0%、25年度が55.4%となりまして、就職する生徒の半数以上が市内で就職をしていただいておりますという状況でございます。

それから、大学、短期大学というお話でございますが、大学卒等の郡上市内の就職数については、現在把握するすべがございませんものですから、何でやと言いますと、必ずしも全てハローワークを通して就職ということはありませんものですから、なかなか調査する手段がないということでございます。

状況はということで、ハローワークが今把握しております郡上市内の企業で、大学卒を求人した件数について聞いてみましたら、平成25年度については14件の大卒卒の求人がありましたと。ところが、結果といたしまして、大卒であっても一般求人のほうに就職される場合がありますものですから、必ずしもその大学卒の応募を満したということではないということをお聞きしております。

それから、もう一つは、他地域と比較して、岐阜八幡ハローワーク管内では、大卒卒っていうのは少ないということをお聞きしております。

それから、最後に、若者たちの現在の就労の状況ということが御質問でございました。これは、若者たちと申しますと、仮に30歳未満ということで限定いたしまして、平成22年度の国勢調査の結果のほうで見ますと、常住による就労者数については、総数2,407名ございまして、うち自宅で従業している人は102人、4.2%でございます。

それから、市内で従業している人は1,954人、81.2%で、ほとんどでございます。

それから、市外に通勤して従業している人、郡上市に住んでおって、外へ働きに通勤をしておられる方、これが337人で14%、あと残り不詳が14人で0.6%ということで、ほとんど大半の若い人たちは

市内で働いておるといふ状況でございます。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) ありがとうございます。高校卒業生の約半分以上については、市内で就職をしてくれるということで、大変いい傾向ではないかなというふうに思っておりますけれども、なおさらこの数値を高めていけたらというふうに思うところでございますが。

もう少し視線を変えまして、やはり先の1月の成人式のインタビューなどを見ておられます、やはりいずれは郡上に戻って就職したいと、生活したいと答えてみえる若者があるわけなんです、都会で大学を卒業されて、都会で過ごされて、郡上へ、ふるさとへ帰ろうとした場合のその一旦就職したとこの再就職っていいですか、郡上に帰ろうとした場合のその若者は、どのような方法でこの仕事を探して、郡上へ戻ってみえるのか。

そんなところで、やはりハローワークでのパソコンの画面で向き合っこう検索されるのか、そして、家で親や知人、親戚等からのいろんな情報を得ながら探してみえるのかということだろうと思っておりますけれども、果たしてそれで十分な情報が、各企業の情報が得られているかどうかということでもあります。

せっかく、今も出ておりましたように、田舎暮らしの本の中で子育てしたい町、老後に住み続けたい田舎というようなことでベスト1に選ばれておる郡上でございますので、一つには帰って親と同居しながら、また孫を親に面倒を見てもらいながら暮らしたいというような思いをしてみても、なかなか仕事がないことにはそんな夢もつかめないところでございまして、この若者の定住促進のためにも、行政として、特に地元企業の情報提供など、帰宅者といいですか、郡上へ戻られる方の仕事探しを手伝う、そんな策はないか、お考えはないか、お伺いをしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) ただいま、地元へ帰ってきたいという希望を持ってみえる方の職探しの方法という御質問でございました。

議員冒頭言われましたように、基本的にはハローワークの、やっぱりパソコンで全国どこからでも郡上市の情報が得られますもんですから、まずそれが一つ、今皆さんがやられておることであろうということを思っております。

それから、そのほかにいろいろな手段を我々も研究をして、試行錯誤をしておるわけでございます。例えばの例で申し上げますと、現在雇用対策協議会という組織がございまして、これは郡上市でつくっておりますが、会員企業でありますとか、行政で言いますと市あるいは国の関係機関——ハローワークも含めてでございます、それから商工会、あるいは学校、中学校、高校、特別支援学

校等々を含めた雇用を推進する組織をつくっておるわけですが、その雇用対策協議会のホームページでもって情報発信をしておりますし、その情報については市内企業の情報提供でありますとか、ハローワークの求人情報などを提供しておるわけですが。

さらに、その協議会の中で、求職情報の提供を望む方の登録制度を持っておるわけなんです。その登録制度につきましては、年に2回程度、登録された方に情報を流しておるわけですが、その登録をしていただくという手段が、今は成人式の会場へお邪魔してPRをしたりとか、高校の卒業の前に、学校のほうへチラシを持って行って説明をして、「ぜひ会員になってください」といったことをお願いしておるわけなんです。なかなかその登録の件数が伸びないというのが、今ちょっと悩みの種でございます。これについては、親御さんたち、今後呼びかけを強化をしてみたいというふうにして考えております。

また、もう一つは、毎年夏場の就職試験の前の時期になるんですが、7月ごろになるかと思うんですけど、年に1回市内の企業の参加を得まして、企業説明会というのを独自に開催しております。求職者が、企業の人事担当者から直接マンツーマンで話を聞けるという機会をつくっております。

この説明会自体は好評なわけですが、その事前の告知でございます。これが、ホームページやケーブルテレビ、広報誌などを通じて「いついつやるよ」ということを行っておるわけなんです。これもまた、外におられる方については、やはりなかなか、当然広報誌も届きませんもんですから、これもまた親御さんの協力をさらに得なければならぬと。ですから、広報する場合も、親御さんへ向けたような文面でもってPRをしていかなあかんというふうにして思っております。

ちなみに、この説明会については、23年度は13社で50名の方がお見えですし、24年度は14社が企業側で42名の方がお見えですし、25年度は18社で50名の方がお見えという状況でございます。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。今、ハローワークでというような、それで備えてくるんだというようなお話がございましたけれども、さっき1月に行われました郡上市未来経済懇話会2014のときもですが、いろんな市内の14企業のトップの皆さん方との懇話会の席上でも、いろいろと若者の雇用について募集しても、なかなか応募はないなどの発言が多く出ておりました。

実際に、今回の、さっきも出ておりましたけれども、中国木材誘致のときにも、向こうの社長さんからは、「地元雇用、労働力は大丈夫ですよ」っていうような声が何度も出ておりましたけれども、実際こうふたをあけてみると、なかなか思うようには集まっていないような状況でございます。

実際に、その建物等あって、仕事、現場が見られないというのも、これ一つには、そんな人の集まらない原因の一つかと思えますけれども、我々もこれまで多くの市民から、「郡上には仕事はないで、うちの子は都会で働かせるんや」とか、または例えば、「働き場をもっと郡上につくってくれよ」というような声を随分聞いてきたわけで、それで企業誘致ということにも本当に力を入れたところなんですけれども、現実には、その郡上市内の多くの立派な企業の内容が、今もちょっと部長のほうからも出ておりましたけれども、親御さんには、なかなか理解されていない、認識されていないのでないかというようなことも思っておりますが、都会の企業の名前に、会社名にほれて、こう行かれるというようなことが大いにあるんじゃないかと思っております。

親のほうも、やはり、「せっかく学校出たんやで、ちょっと、当分の間、下で就職しておいでよ」とか、そんな言葉が安易に、どうも出ておるような現実があるのではないかと思っておりますが、企業のほうでは、また逆に自分たちの会社のことは、本当に市民には認識されていないというような悩みも1月のときに発言されておったような状況でございますし、また、逆にハローワークしか自分とこの会社をPRするところはないのかっていうような言葉もあったのではないかというふうに思っておりますが、地元雇用を希望する企業と市民の地元の認識、その差を行政と、これは商工会も含めてでございますが、一体となって、そこに企業も入って、何らかの策を講じるべきでないかと思っておりますけれども、その点について、何か妙案はないのか、お伺したいと思います。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいま議員のほうから御紹介いただきました、1月30日に行った事業でございまして、これは商工会と郡上市が共催して、郡上未来経済懇談会という名前でもって、市内の中堅企業の14企業がお集まりいただきましたが、経営責任者との意見交換会を行っておるところでございます。

やはり今、先ほど言われましたように、企業というものは、市内の多くの企業、この14企業以外にも含めてですが、市内の多くの企業が地元の方の雇用を求めておられるということは事実でございます。この懇談会の意見にかかわらず、ハローワークでもそういった意見がございます。

しかしながら、求人募集しても、必ずしも応募がないケースが現実としてございます。ある製造業の工場長さんとお話した折にも、わざわざ高校へ行って説明して感触を得ても、実際応募がなかった例は最近あるといったことも聞いております。

先ほど議員のほうからも御紹介ありましたように、企業も本当に応募が少なくて残念であると。企業の姿は、なかなか市民の方に伝わっていないんじゃないかということで、何らかの方法はないかというような問いかけもされておるところでございます。

それで、先ほど協議会の話いたしましたですが、雇用対策協議会のほうでは引き続きでございますけれど、今、郡上未来塾という名前でもって、高校3年生を対象とした企業担当者による説明会を、今、

行っておって、大変高校生には好評でございます。

特に、昨年は、若手の企業家の方の声を座談会形式で高校性とお話をさせていただいたら、大変高校生のほうも刺激を受けて、ぜひ就職したいというようなお話も聞こえてきておるわけでございます。

それに加えて、ことし平成26年度、新たに今計画しておりますのは、先ほどの未来経済懇談会の経営責任者の方の御意見も踏まえた形で、企業紹介の番組が郡上ケーブルテレビを使ってできないかということ今検討しております。

これは雇用対策協議会のほうで実際協議するわけでございますが、市内の高校生あるいは一般求職者も当然その番組を見ていただくとともに、市外にお子様を持っておられる親御さんたちにも、その企業紹介の郡上の特色ある企業をもう一度関心を持って見ていただきたいということ今考えております。

それが、そういうことをすることによって、気づいていただくと、市内にもこういう特色がある企業があるといったことを気づいていただくというようなことも今考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 地元雇用に対する企業の考えということも、今お聞きしたところでございますが、企業の求める人材、先ほど4番議員の質問に市長公室長が「専門職は、郡上市は間に合っておると。十分足りておる」というような答弁されておりましたけれども、どの企業も、やはり即戦力を狙い、また、人材育成の難しさというものも口にしてみるところでありますけれども、一つには、中国木材の話、またしますと、北広島工場が1年何か稼働が遅れるときに、そこで雇用した職員を本社の工場のほうへ出向させて、そちらで研修をさせて、北広島工場が稼働するときに戻したら、トップとして仕事についてくれたというようなことで、大変その辺を強調してみえましたが、そんな感じなら、やはり今回の長良川木材の雇用に関してもある程度の研修期間をつくりたいというようなところが、そんなところへつながっておるんでないかなというふうに思っておりますが、一つここで、こんなことができるのかなということで御提案といたしますか、ちょっとお聞きしたいんですけど、地元の優秀な企業として、学校、商工会、行政が協力し合って、夏の学校の夏季休暇中に、体験での、体験というか1週間とか何かで、その企業の職場へ体験入社といたしますか、そんなことをして、やはりそこでのある程度の知識を持って就職をしてもらおうと。そうすることによって、離職率も下がる定着した雇用ができるのではないかなというふうなことも思うわけなんです、そんな取り組みはできないものか、お伺いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 即戦力を求める企業に対する何らかの施策という御質問でございます。

先ほども議員さんのほうから御意見がございました。やはり、即戦力を企業が欲しがって見えるというのは事実でございます。昨年から若手の新採の職員の即戦力になるためのセミナーを商工会が企画いたしまして、希望する企業の新採の職員を集めて、新採職員セミナーを今実施しております。大変それも成果が上がっておるということ聞いております。

それと、もう一つは、物づくりの関係で、即戦力と言いますと技術を持った方ということになりますもんですから、そういう技術を持った方を、なかなかその即戦力で雇うとなりますと、経営責任者の方もいろいろ口に意見として出されますが、やはり高校生を育てていくということも、社内で育てるということもまず一つでありますし、もう一つは、高等専門学校とか大学の技術を学んだ方を募集をしたいということも言っておられます。

ただ、郡上市内にはそういったような学校がございませんもんですから、そうすると外に人材を求めることになる。外に求める場合に、例えば市外で行われる企業説明会、これ例えばハローワークが開催する就活応援セミナーといった、岐阜で開催したりとかそういうものはあるわけなんです。そういったものについて、なかなか郡上市の企業の方は参加をされておらんような状況もありますもんですから、これも雇用対策協議会の中で、一つの提案として、していきたいというふうにして考えております。

それから、今議員のほうで御提言ございました企業でのインターンの研修ということも可能であるかと思えますもんですから、ただ、企業側の受け入れ態勢、これ企業のほうも事業の中でやっておりますから、なかなかタイトなスケジュールの中でその部分を割いていかならんということもありますもんですから、受け入れてくれる会社でありますとか、条件あるいは研修希望者の募集体制でありますとか、そういったようなことを、課題を調整いたしまして、雇用対策協議会、商工会と協議をいたしまして、まずは実施可能かどうかといったようなことも検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（15番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。今、やはり企業の雇用のPRということで、いろいろと行政が積極的にかかわることができないかというようなことでございますけれども、一つ、他市では、その市のホームページを使った企業のPRも進められておるようなところでございますが、そんなことは、まだ今のところ郡上市ではないかなというふうに思っておりますけれども、そんなことでの積極的にかかわりはできないかなというふうに考えるところでございますが。

今、先ほど下へおりて、玄関のところ求人情報というのを、これ若干古いんですが、先ほど昼

に戻ってきたときにはあつて、この前の休憩時間に行ったら、もう既になかったということは、この求人情報を下からどなたが持っててみえる、これをやはり求めてみえるということがわかるわけですが、これは古い、1月23日からことしの2月5日までの処理分というようなことで、今ちょっとお借りしてきたんですが、この身近なところでの求人雇用の相談窓口が開けないものか。

ここで、これが1冊1冊といたしますか、置いてある。それで、なんか図書館にもある、商工会にもあるというようなことでありますけれども、もう少し身近なところで相談できるような対策はとれないか、ハローワークまで行かな、これはいかにのかなと思うんですが、地元企業に関しては、この辺をもう少し気軽に相談できる場所は、そんな策は持っておられないかというふうに、積極的な行政のかかわりを思うんですが、その点について、いかがお考えでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 行政の企業PRといたしますか、その施策についての御質問であろうかと思えます。

現在行っております情報発信につきましては、先ほどから何回も申し上げます、郡上市雇用対策協議会、こちらのほうが平成25年4月から広報誌を通じまして、郡上未来通信というのはごらんになっておると思うんですが、その郡上未来通信という記事の中で情報提供を行っておりますし、市外にお子様を出しておられる親御さんのほうへ、例えば先ほど言いました企業説明会参加への呼びかけなんかも行っておるところでございます。

まず一つは広報誌でございますし、それから市のホームページの活用ということで、議員さんのほうから今御提案がございました。これについても、実際今のところはやっております。というのは、民間サイドのものとオフィシャルといたしますか、公の市政を示すホームページとの関係がございまして、直接民間と、民間の宣伝ということを誤解されるようなことがありますもんですから、それについては、今まではやっておらなかったんですが、何とか今、求人情報の上にリンクするようにバナーを張りつける形でリンクができないかということで、今庁内のほうで調整をしておりますもんですから、これについても前向きに、庁内のほうで情報提供のチャンネルをふやすように調整をしてみたいというビジョンを持っております。

それから、もう一つは、先ほど申しましたように、ケーブルテレビを通じて企業の紹介番組をつくっていきたいということがございます。

それから、もう一つは、最後に窓口の関係でございます。窓口につきましては、やはり就職の情報でございますもんですから、求人・求職情報でございますもんですから、法的制約がございまして、市のほうでやるとなると、それなりの手続を踏んでいかならんということがございます。たまたまハローワーク岐阜八幡については、たまたま郡上市1市で1機関やもんですから、特に、今のところは、我々にとっちゃ大きな支障は発生をしておらんということは思っておりますが、こ

れをまた、ハローワークのほうの現状もまたお伺いしながら検討してまいりたい、課題である事項であると思っております。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。今までいろいろと担当部長にお伺いをしてきたところでありますけれども、これから企業も地元で雇用がなければ、国内のどこか、県外とか、また海外等へ転出というようなことも出てくるかとも思うんですが、やはり、この郡上市から一つでも企業を減らさないということが一番大事でないかと思っております。

やはり、それには若者を地元で就職させる、労働力の確保が第一であろうかと思っておりますが、都会で専門学校や大学卒業者、先ほど大学卒の幅がとか、いろいろ言われておりましたけれども、やはりこの郡上というふるさとに、よその地の企業、職場よりも地元の企業を注目させるというようなことも大変大事でないかというふうに思っております。

親にも、この郡上には立派な企業があるんやということを、そして医療制度も子育てにも十分制度として、郡上市は整えておるよという、その辺のこともPRしながら、もう少し家族そろって郡上を向かせるというような、そんな対策を講じていくべきでないかと思っておりますが、例えば親と同居する居住がなければ優先して、住宅を、施策を進めるというようなことも必要になってくるかなというふうに思っております。

とにかく、この若者を減少させない、せっかく郡上の住民である以上は郡上から出さないというようなことも、本当に必要なことではないかなというふうに思っておりますが、先日の9日の日の新聞で、郡上市の消防団が増員で全国で表彰されたというような記事も載っておりましたけれども、逆に言やあ、若者は足らずに、再編せんことには消防団機能が成り立っていないところも2つほどあるというような八幡の方面隊、和良の方面隊、そんなところもあるというようなことも事実でございますので、やはりここでは、何がなんでも地域において、安心・安全な高齢化を迎える地域で一人でも多くの若者を生活させるということが重要になってくるんじゃないかと思っております。

それで今、就職支援ということでもありますけれども、きょうたまたま今朝の新聞、岐阜新聞、中日新聞ともに出ておったんですが、就職支援36都道府県が拡充ということで、ハローワークの情報活用で、岐阜や岩手など36都道府県が2014年度から就職支援の拡充に乗り出すというようなことで、これには、やはり厚労省がこの9月からこの情報を希望する自治体に電子データで送って、内容は毎日更新され、また地元企業の求人だけでも受け取ることができるというような、先ほどのけさの新聞にこれ載ったんですけれども、このことを活用しつつ、やはり市長、ここは、これからする人口減少、する、今叫ばれておる郡上市として、平成30年の人口努力目標、先ほども出ておりま

したけれども、4万1,000人という目標を、やはり目指すためには、市として積極的な企業誘致、雇用を進めるべきでないかと思うわけですが、その点について、最後に市長、一言、前向きな御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先日、3月1日だったと思いますが、私、郡上高校の卒業式に出席をいたしました。多分262名だったかと思いますが、卒業生いらっしやって、そのうち就職者が26名ということで、いわば郡上高校の場合ですと、卒業生の9割が次の学校への進学者ということでありました。

したがいまして、29名の方が、これもまた先ほど話がありましたように、市内、県内の市外あるいは県外というような形でそれぞれ進まれると思うんですけれども、多くの方は、やはり今は一旦、さらに上の学校へ行かれるという形で、高校よりさらに上の学校へ行かれるとすると、大学にしる、短大にしる、専門学校にしる、郡上には余りありませんので、恐らく高校卒業を機会にして、郡上を離れられる方が多いと思います。自宅から、学校によっては通えるところもあるかもしれませんが、そういうことですから、一生懸命、地元の郡上市内における雇用ということを情報発信しているんですが、なかなか届きにくいというのが実情であります。

そういうことでありますから、やはりあらゆる手段を使って、「郡上市にはこういう働き場所があるんですよ」ということを情報発信する必要があると思います。

それは、高校卒業までの中学・高校時代に十分、御当人にも認識をしていただくということと同時に、やはり一旦そういうふうには高校を卒業されて、いよいよ就職ということの本格的に考えられるようになったときに、やはりそういう情報が届くようにと。それ一つのツールといいますか、そのルートは、やはり親御さんであるというふうには思っておりますし、私も、そのけさの新聞を見ましたけれども、そういう新しい取り組みの中で、ハローワークとかそういうものと、その記事によりますと都道府県レベルなのか、あと市町村も含まれるのか、そういうこともちょっとわかりませんが、いずれにしるそういう形で我々も取り組んでいく必要があるというふうには思っております。

そういうふうには、今後とも従来の、もちろん法的な問題ありますけれども、そういうものがだんだん弾力化されてくれば、そういう問題も取り組んでいけるのではないかと思いますし、また、御指摘のように、郡上に帰ってくる場合の住居という問題はあると思います。郡上出身者に限らず、今、市産材の木材を使った住宅に対する補助とか、いろいろやっておりますが、さらに、例えばUターンとか、Jターンとか、Iターンという若者向けのそういう住宅対策というものもあり得るのかなとも思っておりますが、十分検討してまいりたいというふうには思います。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。やはり、平成30年の人口4万1,000人以上を目指して、より市長の手腕を振るっていただきたいと思います。

そんなことをお願いしながら、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で渡辺友三君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。各位には長時間にわたりまして御苦勞さまでした。

（午後 3時44分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会副議長 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 鷺 見 馨

郡上市議会議員 山 田 忠 平